

# 小金井市食品ロス削減推進計画

～ 食品ロス みんなで減らして 豊かな生活 ～

令和8年3月

小金井市

# 目 次

第1章 計画策定の概要.....	1
第1節 計画策定の趣旨と目的.....	1
第2節 計画の位置付けと対象期間.....	2
第2章 食品ロスの現状と課題.....	3
第1節 国及び東京都の食品ロスの現状.....	3
第2節 小金井市の現状と課題.....	7
第3章 計画の理念、スローガン・目標.....	14
第1節 計画の理念、スローガン.....	14
第2節 食品ロス削減に係る目標.....	14
第4章 目標達成のための推進施策.....	15
第1節 計画体系、取組の主体との役割、本市が展開する施策.....	15
第2節 食品ロス削減のための施策.....	17
第5章 計画の推進体制及び進行管理.....	20

## 資料編

第1章 ごみ組成調査結果(概要).....	1
第1節 調査の概要.....	1
第2節 ごみの種類組成別分析結果.....	3
第2章 市民アンケート・事業所アンケート調査結果(概要).....	6
第1節 調査の概要.....	6
第2節 市民アンケート.....	7
第3節 事業所アンケート.....	12
第3章 計画策定過程.....	18
第1節 小金井市廃棄物減量等推進審議会.....	18
第2節 パブリックコメント概要.....	20

用語、数値の取扱い及び表記方法は、特に断りのない限り、次のとおりとします。

### 1. 数値の端数処理

- 数値は原則として四捨五入により端数処理を行っているため、図表中の内訳の合計と総数が一致しない場合があります。

### 2. 期間の表示

- 年度は、元号表記を併記「和暦〇〇年(西暦〇〇〇〇年)」で表示します。

### 3. 資料の出典

- 特に出典を明示していない数値は、小金井市の統計資料又は関係部局の集計によるものです。
- 他機関の統計や資料を引用する場合は、原則として出典を明記しています。

### 4. その他

- 掲載されているデータや図表は、計画策定時点の情報に基づくものであり、最新の状況とは異なる場合があります。

本編

# 第1章 計画策定の概要

## 第1節 計画策定の趣旨と目的

食品ロスとは、本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品のことをいいます。食品ロスは、生産から消費にわたるサプライチェーンの各段階で発生するものであり、国際的な問題となっています。

平成27年（2015年）9月の国連サミットでは、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）において食品ロスに関して言及されており、「令和12年（2030年）までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料廃棄の半減」が目標設定されています。更に、国連環境計画（UNEP）の「食品廃棄指標報告2024」では、食品ロスの問題は、気候変動や生物多様性の喪失、汚染を深刻化させる要因となっていることを強調しており、単なる「もったいない」ということだけではなく、社会のさまざまなシステムに波及する課題であるといえます。

日本でも、SDGsの国際目標の達成に向け、令和元年（2019年）10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されています。事業系食品ロス及び家庭系食品ロスそれぞれで、令和12年（2030年）度までに平成12年（2000年）度比で半減目標を設定し、国、地方公共団体、国民、事業者などの各主体が食品ロス削減に取り組むこととされており、各主体による取組が推進されているところです。なお、事業系食品ロスの削減目標（令和12年（2030年）度までに半減）については、令和4年（2022年）度に達成したことを踏まえ、令和12年（2030年）度までに平成12年（2000年）度比で60%削減とする目標が新たに設定されています。

小金井市（以下「本市」という。）においては、食品廃棄物<sup>1</sup>の肥料化等事業の推進に向け生ごみ減量化処理機器の生成物を肥料化する試みにいち早く着手するなど、これまでも厨芥類の削減に取り組んできました。また、国が掲げる令和12年（2030年）度の食品ロス量削減の目標達成に貢献すべく、市内コンビニエンスストアにおけるまえどりPOP掲出や食品ロス削減マッチングサービス「小金井カメすけ」の普及拡大等、本市の特性に応じ、「未開封食品」、「未利用食品」、「食べ残し」<sup>2</sup>の削減を最優先とし、市民や事業者の皆様とコミュニケーションをとりながら、食品ロスの削減に努めているところです。

今後は、市民、事業者、行政がそれぞれの役割をこれまで以上に認識し、更なる連携をとりながら、一層の食品ロスの削減に取り組むことを目的として、この度、小金井市食品ロス削減推進計画（以下「本計画」という。）を策定します。

<sup>1</sup> 食品ロスに加え、魚・肉の骨等、食べられない部分（不可食部）を含むもの。なお、本計画における食品ロスとは、「未開封食品」、「未利用食品」、「食べ残し」のことを言う。

<sup>2</sup> 「未開封食品」は、全く使われなかった未開封の食材・食品・飲料、「未利用食品」は、使われなかった開封済みの食材・自家農作物・一部食材等、「食べ残し」は、一部食べたり飲んだりしてある食品や飲料を指す。詳細はごみ組成調査結果の項目にて示す。

## 第2節 計画の位置付けと対象期間

### 1. 計画の位置付け

本計画は、「食品ロスの削減の推進に関する法律」及び「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（以下「食品ロス削減推進基本方針」という。）に基づき策定し、食品ロスの削減に向けた本市の目標や方針等を定めるものです。

また、本計画は、市の廃棄物処理やごみ減量に関する施策の方向性を示した「小金井市一般廃棄物処理基本計画」と整合性を図るとともに、上位計画である「小金井市基本構想・基本計画」や「小金井市環境基本計画」等の各種計画と調和が保たれたものとしてします。



図 1-1 本計画の位置付け

### 2. 計画対象期間

本計画は、一般廃棄物処理基本計画と整合を図り、令和8年（2026年）度から令和12年（2030年）度までの5年間を計画期間とします。なお、計画期間中であっても社会情勢の大きな変化、法制度の改正など計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合などは、必要に応じて本計画の見直しを行うものとします。



図 1-2 計画対象期間

## 第2章 食品ロスの現状と課題

### 第1節 国及び東京都の食品ロスの現状

#### 1. 国の現状

日本の食品ロスは令和5年（2023年）度推計値で464万トン（うち家庭系233万トン、事業系231万トン）であり、令和4年（2022年）度の472万トンから8万トン減少しているという状況です。食品ロスの量は、推計を開始した平成24年（2012年）度より、ほぼ右肩下がり減少傾向を示しています。



出典：農林水産省 HP、環境省 HP、消費者庁 HP より作成

図 2-1 食品ロス発生量の推移

### **(1)第五次循環型社会形成推進基本計画(環境省)**

第五次循環型社会形成推進基本計画（以下「第五次基本計画」という。）は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定められています。第五次基本計画においては、第四次循環型社会形成推進基本計画で設定している削減目標を踏襲し、食品ロス量を令和12年（2030年）度までに平成12年（2000年）度比で半減させるという目標を設定しています。

### **(2)食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針(農林水産省)**

食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（以下「食品リサイクル法に基づく基本方針」という。）は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下「食品リサイクル法」という。）に基づき、再生利用等の促進の基本的方向、再生利用等を実施すべき量に関する目標、再生利用等の促進のための措置に関する事項について定められています。食品リサイクル法に基づく基本方針は、主に、食料・農業・農村政策審議会食料産業部会 食品リサイクル小委員会（農林水産省）及び中央環境審議会循環型社会部会 食品リサイクル専門委員会（環境省）が見直しの検討を行い、令和7年（2025年）度に改定版が公表されています。

改定版においては、令和12年（2030年）度までに平成12年（2000年）度比で半減するという事業系食品ロスの削減目標を令和4年（2022年）度に達成したことを踏まえ、令和12年（2030年）度までに平成12年（2000年）度比で60%削減とする目標が新たに設定されています。新たな目標の達成には、食品関連事業者による取組の推進とともに、消費者の理解や取組が鍵であることから、国、地方公共団体、食品関連事業者、消費者等の様々な関係者が連携して、サプライチェーン全体で推進することの必要性や、食品の種類や業種等によって、食品ロス削減の余地が異なるとともに、サプライチェーンが一体となって取り組む必要があることから、サプライチェーン全体の目標とすることが示されています。

### **(3)食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針(消費者庁)**

食品ロス削減推進基本方針では、食品ロスの削減の推進に関する法律に基づき、食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項を定めています。

食品ロス削減推進会議（消費者庁）において、食品ロス削減推進基本方針の見直しが行われ、令和7年（2025年）度に第2次基本方針が定められました。第2次基本方針では、第五次基本計画や、食品リサイクル法に基づく基本方針で設定されている削減目標の達成を目指し、総合的に取組を推進するとともに、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%とすることを定めています。

#### **(4)第 4 次食育推進基本計画(厚生労働省)**

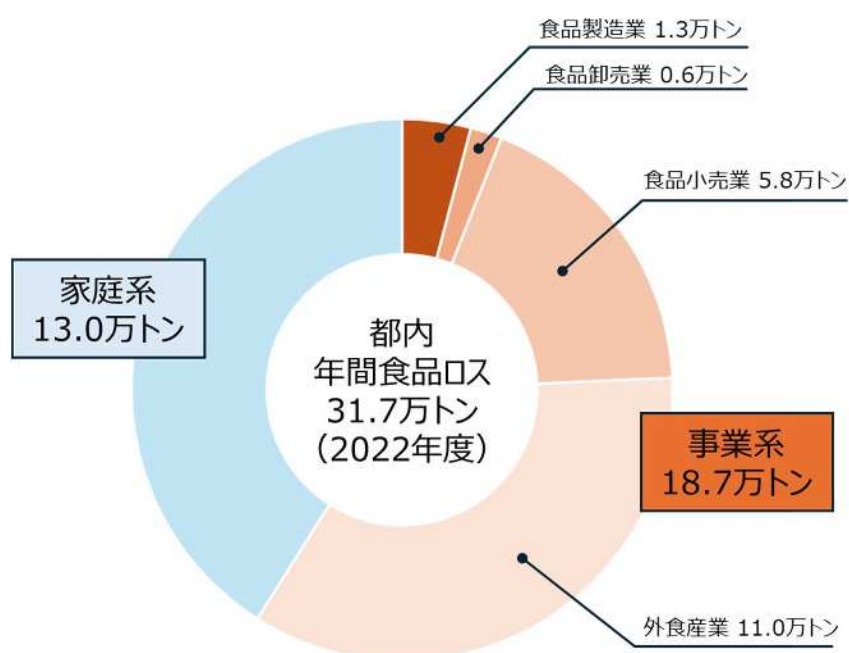
第4次食育推進基本計画は、食育基本法に基づき、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、食育を通じて国民の健康と持続可能な社会を実現するための重点事項を定めています。

第4次食育推進基本計画は、食育の推進に当たっての目標の一つとして、食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やすことを掲げており、令和元年（2019年）度に76.5%であったものを、令和7年（2025年）度までに80%以上とすることを目指すことが示されています。

## 2. 東京都の現状

東京都は、令和3年（2021年）3月に「東京都食品ロス削減推進計画」を策定し、令和12年（2030年）度までに平成12年（2000年）度比で食品ロスを半減する目標を掲げています。令和4年（2022年）度の都内食品ロス発生量は31.7万トンで、その内訳は事業系が18.7万トン、家庭系が13.0万トンとなっています。

都内は、飲食店や食品製造業、卸売業、小売業などの事業活動が活発に行われており、特に外食産業からの食品ロスが多い傾向にあります。主な原因は賞味期限切れや売れ残りとされており、東京都は、事業者との連携を強化し、食品ロス削減の取組を推進していくこととしています。



出典：東京都食品ロス削減パートナーシップ会議（令和7年（2025年）2月7日）より作成

図 2-2 東京都内の年間食品ロス量（令和4年（2022年）度）

## 第2節 小金井市の現状と課題

### 1. アンケート調査結果から抽出された課題

生ごみ、食品ロスに関する市が行っている取組についての認知度は、全体的に低い傾向にあります。また、生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の認知度は約61%であるのに対し、生ごみ減量化処理機器購入費補助制度を利用・活用したことがある人の割合は約11%に留まっており、補助制度の在り方について検討が必要です。

普段捨てていると思う「食品ロス」については、消費期限（安全に食べることができる期限）が切れてしまった食品が最も多く、使い残した野菜・青果、鮮魚・鮮肉などの食材、食べ残したおかず・そうざいなどを合わせると約76%に及びます。市民から事業者に対しては、賞味期限が近い商品を購入することの特典や、必要量だけの販売・提供（少量パック、量り売り、小盛など）を望む割合が多いことや、事業者から市に対しては飲食店と連携したキャンペーンの実施を求められていることから、事業者も含めた食品ロスの削減に向けた取組が必要です。

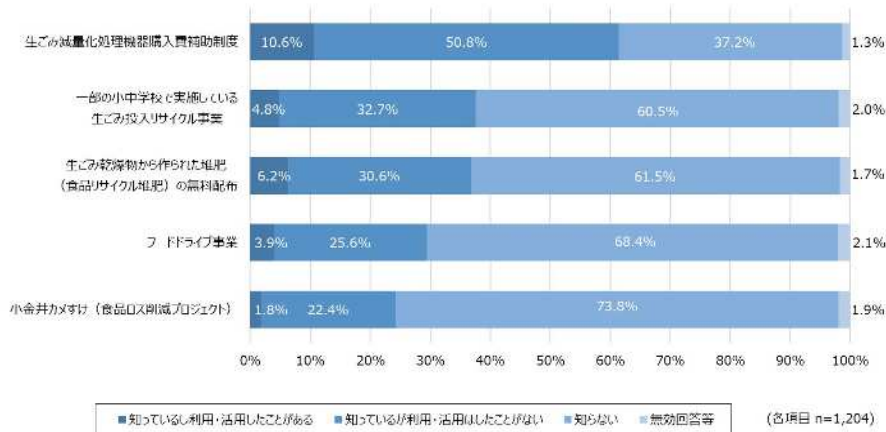


図 2-3 食品ロスに関する取組の認知度【市民】（単一回答）

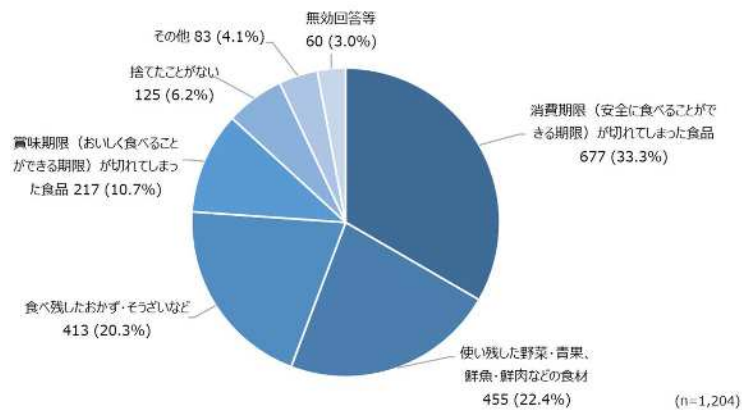


図 2-4 食品ロスに関する排出状況【市民】<sup>3</sup>（複数回答可）

<sup>3</sup> 全回答数に対する各選択肢の回答数の割合を表示（複数回答可）

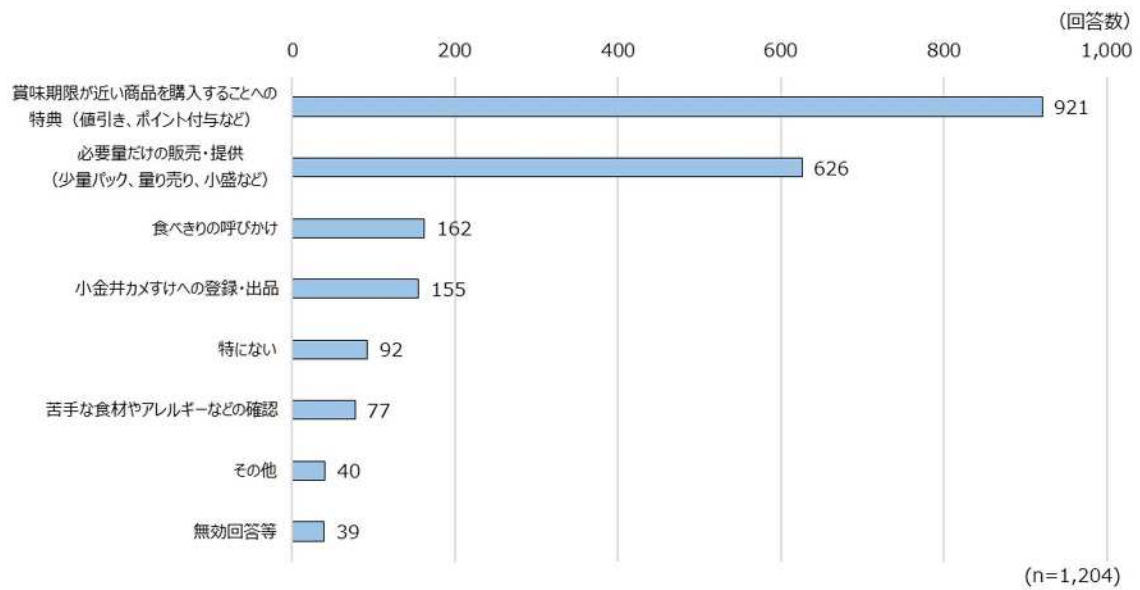


図 2-5 食品ロス削減のために事業者を実施してほしい取組【市民】（複数回答可）

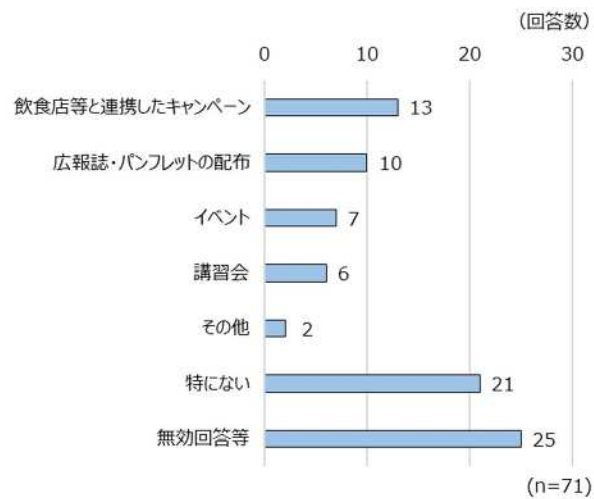


図 2-6 食品ロス削減のために市に実施してほしい取組【事業所】（複数回答可）

## 2. ごみ組成調査に基づく現状整理と抽出された課題

### (1) 家庭系燃やすごみ

家庭系燃やすごみのうち、厨芥類は約41%であり、非可食部・調理くず約29%を除く約13%が食品ロスとなります。厨芥類のうち、食品ロスは約31%です。

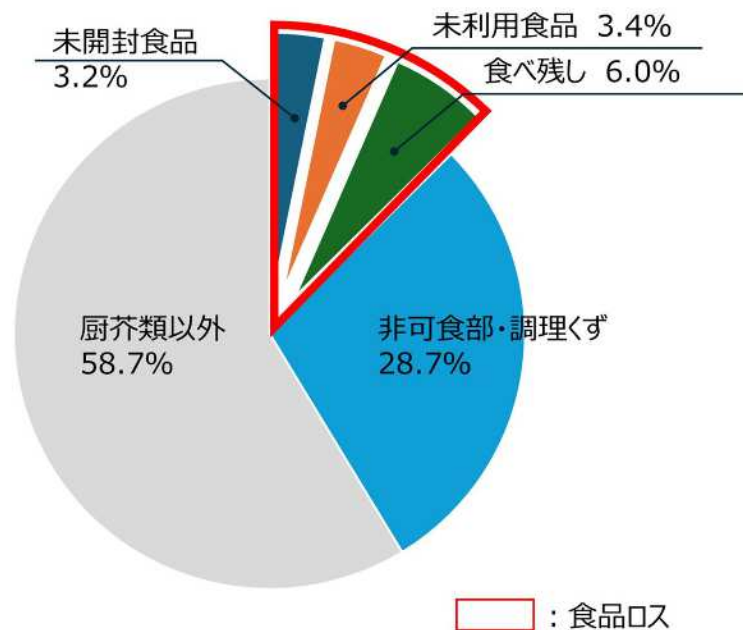


図 2-7 家庭系燃やすごみの調査結果（単純平均）<sup>4</sup>



図 2-8 家庭系燃やすごみ、食品ロスの排出実態例  
（左：未開封食品、右：未利用食品）

<sup>4</sup> ごみ組成調査はパッカー車で収集したごみを湿ベース重量で調査  
家庭系：収集された燃やすごみが調査対象  
事業系：許可業者が収集した事業系燃やすごみが調査対象  
（以下、燃やさないごみも同条件）

表 2-1 家庭系燃やすごみの調査結果

分類項目		割合 (%)	
厨芥類		41.3	
	未開封食品	素材	1.4
		調理済み食品	1.6
		飲料	0.2
		未利用食品	3.4
	未利用食品	素材	1.0
		自家製農作物	0.3
		一部の素材	1.5
		調理済み食品	0.6
	食べ残し		6.0
		食べ残し	5.8
		飲み残し	0.3
	非可食部・調理くず		28.7
物理的可食（潜在可食）		10.2	
非可食（調理くず・非可食）		18.6	
厨芥類以外		58.7	

【参考】食品ロスの分類項目について

未開封食品	■ 素材	パッケージ（トレイ・容器含む）入りの生鮮（青果、生肉、鮮魚）、穀物、加工品等（未開封）・未開封冷凍食品のうちミックスベジタブル等
	■ 調理済み食品	パッケージ入り未開封のカップ麺、缶詰、菓子パン等
	■ 飲料	未開封飲料
未利用食品	■ 素材	食パン1枚等、野菜・果物丸のまま（ブチトマト1個、バナナ1本等）、鮮魚・生肉、加工品（ちくわ1本・厚揚げ1枚）、開封後の手つかず納豆等
	■ 自家製農作物	多量排出される畑や庭から直行と見なされる野菜等
	■ 一部の素材	生米、野菜・果物の部分（玉ねぎ1/4、きのこ株半分等）、加工品（パラの乾麺、包丁で切られた食パン半分、豆腐半分、全部残っていないシリアル等）
	■ 調理済みの食品	丸のままの菓子パン、菓子1つ、箱に半分残ったホールケーキ等
食べ残し	■ 食べ残し	一部食べてある食品
	■ 飲み残し	飲み残しの飲料
調理くず・非可食部	■ 物理的可食	野菜くず（大根の皮、葉物の芯、レタス・キャベツの上葉）、廃食油、魚や肉の皮、脂身（牛脂等）、パンの耳、椎茸の足、長ネギの青いところ等
	■ 非可食	果物の皮、果物の芯、ぶどうのつる、玉ねぎ・とうもろこしの皮、トマト・なすなどの葉やヘタ、種、コーヒーがら・茶殻等、骨、卵の殻、貝殻等

出典：環境研究総合推進費 終了研究成果報告書 3-1805 SDGs12.3 指標の提案に向けた 食品ロスの実態の解明 (JPMEERF20183005) より作成

次に、居住形態別の結果からは、戸建て住宅、ファミリー向け集合住宅からの厨芥類排出割合が約50%程度であることが確認されました。また、単身向け集合住宅については、燃やすごみに占める厨芥類の割合は約26%と、他の居住形態に比べると低い割合となっているものの、未開封食品や食べ残しの割合が他の居住形態とほとんど変わらず、厨芥類に占める食品ロスの割合が高いことも確認されました。

生活スタイルの異なる様々な市民に対して、無理なく生活に取り入れることができる行動に関する啓発や施策が必要となります。

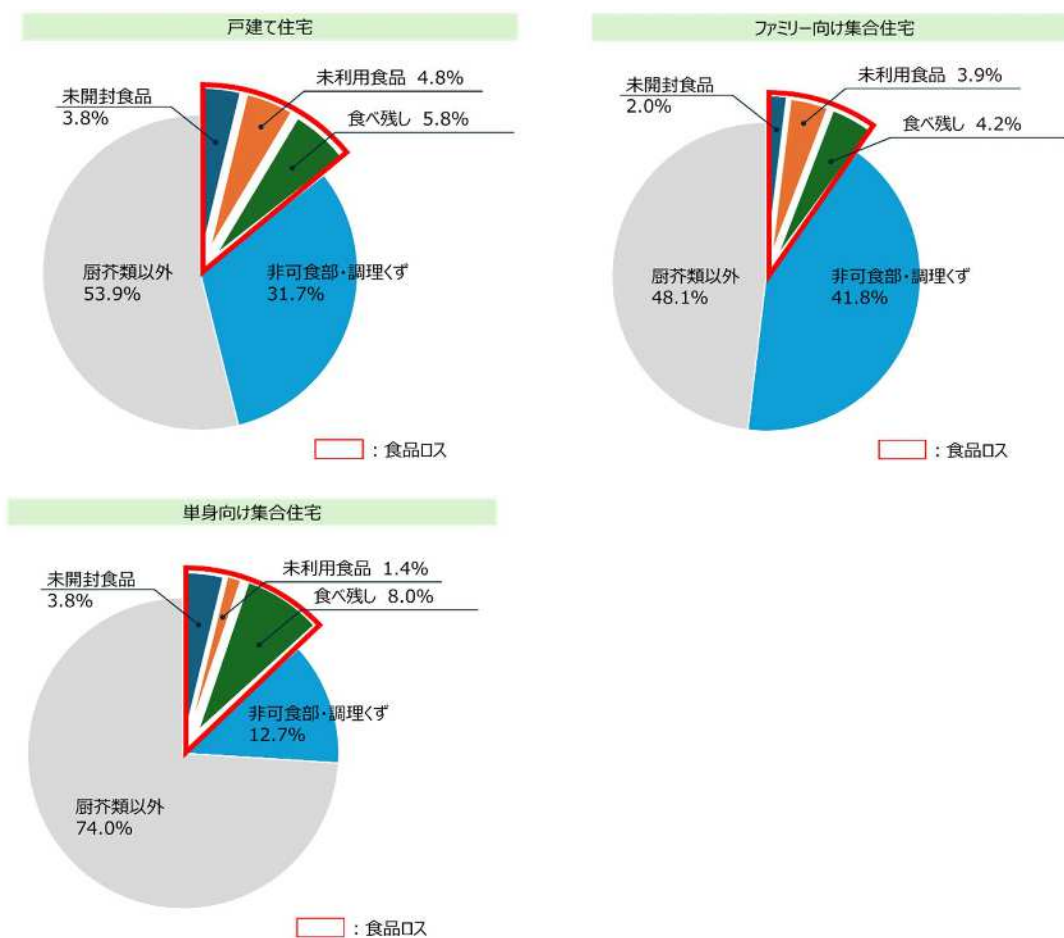


図 2-9 居住形態別 家庭系燃やすごみの調査結果

## (2)事業系燃やすごみ

事業系燃やすごみのうち、厨芥類は半数を超える約53%であり、非可食部・調理くず約16%を除く約38%が食品ロスとなります。厨芥類の中では食べ残しが最も多く、厨芥類のうち約53%を占めています。

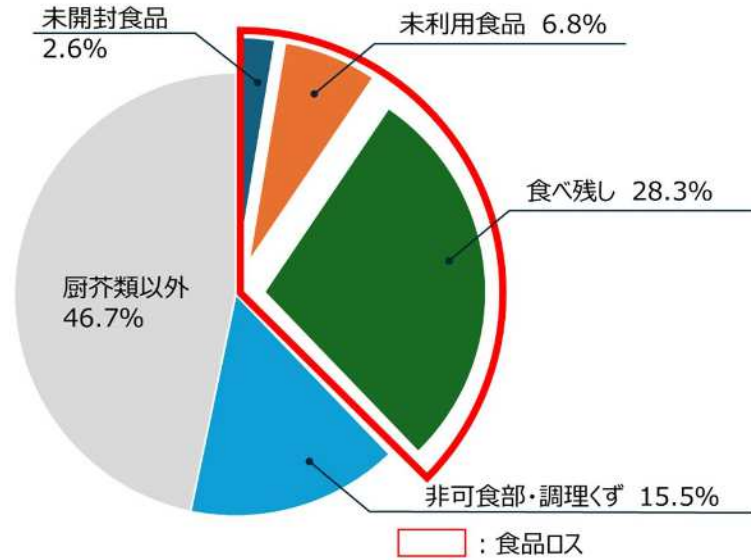


図 2-10 事業系燃やすごみの調査結果

表 2-2 事業系燃やすごみの調査結果

分類項目		割合 (%)
厨芥類		53.3
	未開封食品	2.6
	素材	0.5
	調理済み食品	2.1
	飲料	0.0
	未利用食品	6.8
	素材	2.6
	自家製農作物	0.0
	一部の素材	4.1
	調理済み食品	0.2
	食べ残し	28.3
食べ残し	28.3	
飲み残し	0.0	
非可食部・調理くず	15.5	
物理的可食 (潜在可食)	13.7	
非可食 (調理くず・非可食)	1.8	
厨芥類以外	46.7	

### 3. 課題を踏まえた方針

---

#### (1)発生抑制を第一に掲げた家庭系食品ロスの削減及び生ごみ有効利用の推進

市民アンケート調査やごみ組成調査から、多くの食品が、食べられることなく捨てられていることが明らかになっています。とりわけ、実際には期限切れや、使い残しの生鮮食品を排出しているというアンケートの回答が多く、日々の買い物や保存の工夫によって未然に防ぐことができる食品ロスが一定程度存在していることがうかがえます。

こうした傾向を踏まえ、市民一人ひとりが無理なく実践できる「必要な分だけ買う」、「使い切る」習慣づくりを後押しする情報提供や環境整備が、今後の発生抑制に向けた鍵となります。適量購入を促す広報や、保存方法・食材活用の工夫を共有する取組など、日常生活に寄り添った支援を進めていくことが重要です。

#### (2)事業者との協働による食品ロス削減に向けた取組及び生ごみ有効利用の推進

食品ロス削減に向けては、市民、行政だけでなく、流通・小売・飲食等の事業者との連携も欠かせません。市民アンケートでは、賞味期限が近い商品の値引き販売や、少量・小分け商品の充実など、購入段階での選択肢の拡充を求める声が多く寄せられました。一方で、事業者からは、店頭でのPOP掲示や啓発活動への協力の意向も示されており、連携の素地は一定程度整っているといえます。

こうした状況を踏まえ、今後は、事業者が無理なく取り組みやすい仕組みづくりや、取組の見える化、広報支援などを通じて、地域全体での食品ロス削減の機運を高めていくことが重要です。

#### (3)食品ロス削減に向けた取組を行うための啓発・情報提供

本市では、食品ロス削減に向けたさまざまな施策や情報提供を行っているものの、市民アンケートの結果からは、それらの施策について「知っているが利用・活用したことはない」との回答も多く見られ、認知から行動につながっていない現状が一部で確認されました。

今後は、生活に無理なく取り入れられるような仕組みづくりや行動を後押しする仕組みの工夫とあわせて、より身近な形での啓発・情報提供を展開していくことが重要です。

## 第3章 計画の理念、スローガン・目標

### 第1節 計画の理念、スローガン

#### 食品ロス みんなで減らして豊かな生活

本市では、本市の特性に応じ、食品ロス（「未開封食品」、「未利用食品」、「食べ残し」）の発生抑制を第一に取り組み、それ以外の厨芥類についても有効利用することを理念に、身近な問題である食品ロスについて実態を知り、問題への理解を深めるとともに、市民、事業者、行政が一体となり、食品ロス削減を推進していく社会を目指します。

### 第2節 食品ロス削減に係る目標

国の食品ロスの削減目標は、家庭系は第五次基本計画において、事業系は、食品リサイクル法に基づく基本方針において、それぞれ平成12年（2000年）度比で令和12年（2030年）度までに、家庭系は食品ロス量を半減、事業系は60%削減させるとしています。

本計画においても、これらの目標にならい、平成12年（2000年）度比で令和12年（2030年）度までに、家庭系は食品ロス量を半減、事業系は60%削減させることを目指します。

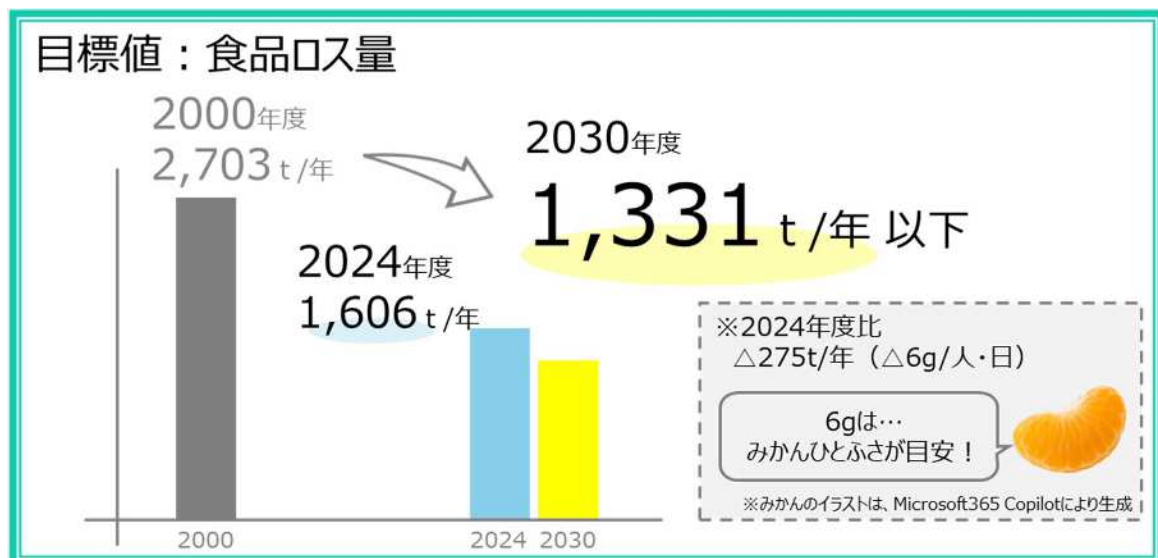


図 3-1 目標項目、目標値

## 第4章 目標達成のための推進施策

### 第1節 計画体系、取組の主体との役割、本市が展開する施策

本市が目指す食品ロス削減の取組は、市民、事業者、行政による社会全体での協働を前提としています。市民の暮らしの中にあるちょっとした工夫や配慮、事業者の創意工夫による食品提供・販売方法の改善、そして行政による支援と情報提供が、相互に補完し合うことで、地域に根ざした持続可能な取組へとつながっていきます。

このような考えの下、本計画では、食品ロス削減に向けた取組を「①家庭から出る食品ロスの発生抑制」、「②事業者との協働による削減」、「③啓発と情報提供の推進」という三つの柱に整理し、それぞれの柱の中で市民、事業者、行政が果たすべき役割や期待される行動を明確にしました。

たとえば、家庭においては買いすぎ・作りすぎの抑制やライフスタイルに応じた調理・保存の工夫など、身近な行動を通じた食品ロスの発生抑制を重視しています。事業者に対しては、販売・提供方法の改善やフードドライブの実施といった、社会的責任を踏まえた取組を促進します。そして行政は、これらを支える制度づくりや広報活動などを通じて、市民、事業者の行動を後押ししていきます。

また、これら三つの柱に対応する具体的な施策を10項目に整理しています。既存の取組を効果的に発展させることにも重きを置き、実効性と継続性を両立させることを意識した構成としています。

次ページに、これらの考え方を整理した計画の全体像を示します。市民、事業者、行政が連携しながら、それぞれの役割を果たし、具体的な取組を後押しすべく、施策を展開していきます。

# 小金井市食品ロス削減推進計画

	1	2	3
	<p><b>発</b>生抑制を第一に掲げた家庭系食品ロスの削減及び生ごみ有効利用の推進</p>	<p><b>事</b>業者との協働による食品ロス削減に向けた取組及び生ごみ有効利用の推進</p>	<p><b>食</b>品ロス削減に向けた取組を行うための啓発・情報提供</p>
取組主体と役割	<p>市民</p> <p>日々の暮らしから“もったいない”を減らす主役に</p>	<p>事業者</p> <p>事業活動へ食品ロス対策を組み込む時代へ</p>	<p>行政</p> <p>行動しやすい環境と仕組みを整えつなぐハブに</p>
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 毎日の買物で「必要な分だけを選ぶ」意識を持つ</li> <li>■ 「消費期限」と「賞味期限」の違いを理解し、過度に廃棄しない</li> <li>■ 家庭内で「食べきり・使い切り・保存」などの工夫を実践</li> <li>■ 外食・テイクアウト時には、量を調整し、残さず食べる努力をする</li> <li>■ 生ごみのたい肥化や自治体の支援策の活用に積極的に参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 適正な仕入れ・販売管理の徹底による余剰食品の削減</li> <li>■ 小分け・量り売り・少量パックなど多様なニーズに応える商品展開</li> <li>■ 割引販売の実施、食品ロスの見える化の工夫</li> <li>■ 店舗内やチラシ等での食品ロス削減啓発の実施</li> <li>■ 市との連携による協力キャンペーンや事例発信への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市民や事業者が行動しやすくなるよう、情報発信や仕組みを整備</li> <li>■ 既存施策の継続と効果的な拡充</li> <li>■ 地域団体・教育機関・ごみゼロ化推進員などの多様な主体と連携、機運を醸成</li> <li>■ ごみ組成調査やアンケート等に基づき、施策の進行管理と改善実施</li> <li>■ 施策の成果や好事例を見える化し、行動変容を後押し</li> </ul>
# 市民、事業者の取組を後押しするよう、本市の施策を展開			
	<p>1-1 「買いすぎ・作りすぎゼロ」への支援</p> <p>1-2 ライフスタイルに応じたきめ細かな支援</p> <p>1-3 家庭でできる生ごみ有効利用施策の展開</p>	<p>2-1 食品ロス削減推進協力店拡充・支援</p> <p>2-2 事業者に寄り添った支援</p> <p>2-3 フードドライブ事業等の普及拡大と地域連携による有効活用</p> <p>2-4 発生抑制・リサイクル・有効利用の促進</p>	<p>3-1 市民生活に密着した広報・特集の展開</p> <p>3-2 地域イベントと連動した事業者参加型啓発</p> <p>3-3 小・中学校、子育て世代との連携による実践的啓発</p>

市民、事業者、行政が一体となり、食品ロス削減を推進していく社会を目指す

図 4-1 計画体系

## 第2節 食品ロス削減のための施策

### 1. 発生抑制を第一に掲げた家庭系食品ロスの削減及び生ごみ有効利用の推進

生活に根差した食品ロスの削減を推進するため、日常の買い物・調理・保存・食事における「ちょっとした工夫」を後押しする施策を重点的に展開します。

#### 施策 1 – 1 「買いすぎ・作りすぎゼロ」への支援

具体的な取組例

- 市報やSNSによる「家庭でできる食品ロス削減術（買い物・保存・使い切り）」の発信
- 「食べきりカレンダー」や「冷蔵庫マグネット」など、家庭内で活用できるツールの調査・研究
- 自治会等を対象とした出張講座の検討

#### 施策 1 – 2 ライフスタイルに応じたきめ細かな支援

具体的な取組例

- 単身世帯や高齢者を対象とした食材活用講座の実施
- 子育て世代、ファミリー層を対象としたイベントの企画・実施

#### 施策 1 – 3 家庭でできる生ごみ有効利用施策の展開

具体的な取組例

- 生ごみ資源化モデル事業の実施
- 地域イベントでの展示・説明ブース設置

## 2. 事業者との協働による食品ロス削減に向けた取組及び生ごみ有効利用の推進

市内事業者との協働を通じて、地域全体で食品ロス削減に向けた雰囲気づくりを推進します。

### 施策 2 - 1 食品ロス削減推進協力店拡充・支援

#### 具体的な取組例

- 市内小売・飲食店舗等の希望事業者を対象とした「食品ロス削減推進協力店」に係る制度及び店舗の認知度向上
- 市ホームページや市報での協力店の取組紹介、ポスターやステッカーの配布
- 割引販売、てまえどりや小盛対応などの好事例の周知
- 食べ残しの持ち帰り推進に向けた関係機関との協議・検討支援

### 施策 2 - 2 事業者に寄り添った支援

#### 具体的な取組例

- 分別・排出削減に関する相談支援体制の充実
- 事業規模、業種別（飲食、小売、製造など）に応じた情報提供・働きかけ

### 施策 2 - 3 フードドライブ事業等の普及拡大と地域連携による有効活用

#### 具体的な取組例

- 食品ロス削減マッチングサービス「小金井カメすけ」の普及拡大
- 環境イベントや民間企業等と連携したフードドライブの実施

### 施策 2 - 4 発生抑制・リサイクル・有効利用の推進

#### 具体的な取組例

- 保育園、小・中学校との連携による食品残さリサイクルの推進
- 食品リサイクル法への遵法徹底の指導
- 市内中小事業者に対する資源化促進の働きかけ

### 3. 食品ロス削減に向けた取組を行うための啓発・情報提供

施策の効果を高めるためには、行動につながる情報提供や、地域の力を活用した継続的な啓発が不可欠です。本市では、「わかりやすく」「やってみたくなる」啓発を心がけ、次のような取組を進めます。

#### 施策3-1 市民生活に密着した広報・特集の展開

##### 具体的な取組例

- 市報や市ホームページ、SNS（公式X・Instagramなど）の活用
- 各種媒体への食品ロス削減に関する特集記事等の掲載

#### 施策3-2 地域イベントと連動した事業者参加型啓発

##### 具体的な取組例

- 事業者と協力した啓発展示の実施
- 事業者と連携した「食べきり週間」や「食品ロスゼロキャンペーン」等の展開

#### 施策3-3 小・中学校、子育て世代との連携による実践的啓発

##### 具体的な取組例

- 学校を通じた児童生徒・保護者向けの、情報発信の実施
- こども家庭センター等における、離乳食・作りすぎ・買いすぎ防止など、乳幼児世帯向けの情報提供強化

## 第5章 計画の推進体制及び進行管理

PDCAサイクルに基づき、Plan（計画・施策の立案、目標の設定）、Do（計画に沿った施策の実施）、Check（市民、事業者、行政それぞれの取組状況、施策の進捗状況、目標達成状況などについて3者の連携の中で点検・評価）、Action（点検・評価に基づき必要に応じて、施策の改善を検討、目標達成に向けた計画の見直し）を行っていきます。更に、関係法令の改正や社会状況の変化などに柔軟に対応していきます。

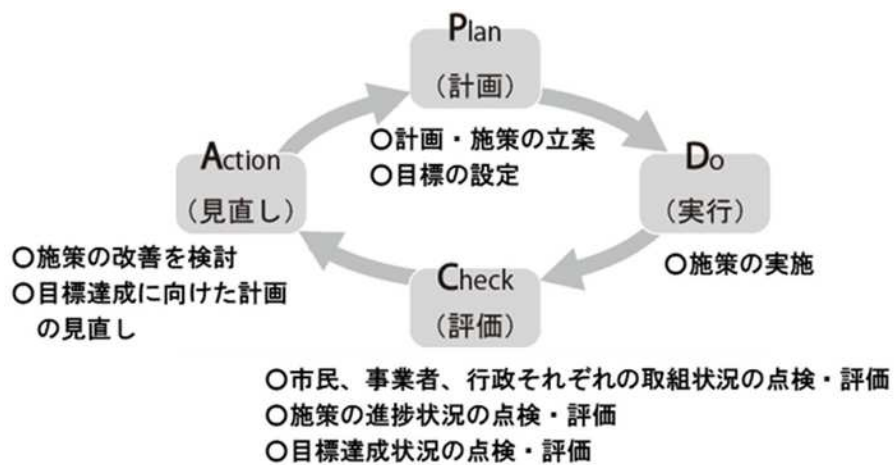


図 5-1 PDCA サイクル



# 資料編

# 第1章 ごみ組成調査結果(概要)

## 第1節 調査の概要

本調査は、一般廃棄物処理基本計画及び食品ロス削減推進計画の策定にあたって、家庭系ごみ（居住形態別）・事業系ごみの排出状況や資源化可能物の混入状況等を確認し、ごみの排出実態の把握・課題抽出に資する情報を得ることを目的として、実施したものです。

### 1. 実施日及び実施場所

表 1-1 ごみ組成調査の実施日及び実施場所

実施日	実施場所	対象ごみ
令和7年4月15日（火）	浅川清流環境組合 可燃ごみ処理施設	家庭系・事業系燃やすごみ
令和7年4月22日（火）	小金井市野川クリーンセンター	家庭系燃やさないごみ
令和7年5月12日（月）	小金井市野川クリーンセンター	家庭系燃やさないごみ
令和7年5月15日（木）	浅川清流環境組合 可燃ごみ処理施設	家庭系燃やすごみ

### 2. 対象

#### (1)対象としたごみ

家庭系及び事業系の燃やすごみ

家庭系燃やさないごみ

#### (2)調査対象地域及び調査対象試料

家庭系は居住形態を「戸建て住宅」、「ファミリー向け集合住宅」、「単身向け集合住宅」、事業系は「事業所」と定め、家庭系はそれぞれ2地域ずつ選び、各地域から燃やすごみは200kg以上（袋数で約80～100袋）、燃やさないごみは約100kg以上（袋数で約40～50袋）を目安に試料を調達しました。事業系燃やすごみも家庭系と同じく200kg以上（袋数で約80～100袋）を目安に試料を調達しました。

### 3. 調査内容

---

収集した試料の組成ごとに分類（70分類）を行い、組成別に重量割合（湿ベース）を算出しました。この結果から、家庭系は居住形態別の燃やすごみ及び燃やさないごみの組成を、事業系は燃やすごみの組成をまとめています。

## 第2節 ごみの種類組成別分析結果

---

### 1. 燃やすごみ

---

表 1-2 に燃やすごみの全分類項目の組成分析結果を示します。

家庭系燃やすごみの居住形態別に特徴を見ると、ファミリー向け集合住宅では、厨芥類が半分を占めており、戸建て住宅でも半分近くの割合を占めています。その一方で、単身向け集合住宅から排出される厨芥類はファミリー向け集合住宅の約半分の割合となっています。また、居住形態によらず、厨芥類の中では、非可食（調理くず・非可食）が特に多く、次いで物理的可食（潜在可食）が多い状況であり、社会的に大きな課題となっている未開封食品、未利用食品、食べ残しといった食品ロスの混入も見られます。紙類の容器包装やプラスチック類の容器包装などリサイクル可能なものも排出されている状況であり、特に単身向け集合住宅で多く見られます。

事業系では、家庭系と同様、厨芥類の占める割合が多く、特に食品ロスである食べ残しが多く排出されています。プラスチック類では製品プラスチック（市の「プラスチックごみ」の対象）の割合が家庭系よりも多い状況です。

### 2. 燃やさないごみ

---

表 1-3に燃やさないごみの全分類項目の組成分析結果を示します。

燃やさないごみの特徴を見ると、居住形態によらず、プラスチック類、ゴム・皮革類のくつ・かばん・ベルトが多く排出されており、容器包装プラスチック類やゴム・皮革類のくつ・かばん・ベルトは、特に単身向け集合住宅から多く排出されています。一方で、プラスチック類では製品プラスチック（市の「プラスチックごみ」の対象）が戸建て住宅、ファミリー向け集合住宅から特に多く排出されています。

戸建て住宅、単身向け集合住宅からは、びん、ガラス類がファミリー向け集合住宅に比べ多く排出されており、金属類はどの居住形態からも多く排出されています。

表 1-2 燃やすごみの組成分析結果 (重量割合%)

分類項目			No.	①戸建て住宅	②ファミリー向け 集合住宅	③単身向け 集合住宅	①②③単純平均	事業系		
厨芥類	未開封食品	素材 ※前回の項目名は丸ごと素材	1	2.57	0.86	0.78	1.40	0.50		
		調理済み食品	2	1.22	1.09	2.35	1.60	2.14		
		飲料 ※前回は未利用食品に分類	3	0.00	0.00	0.69	0.20	0.00		
	未利用食品	素材	4	2.63	0.40	0.03	1.00	2.60		
		自家製農作物 ※前回は未開封食品に分類	5	0.00	0.95	0.00	0.30	0.00		
		一部の素材 ※前回は未開封食品に分類	6	1.41	2.01	0.94	1.50	4.05		
		調理済み食品	7	0.76	0.52	0.43	0.60	0.18		
	食べ残し	食べ残し	8	5.82	4.24	7.20	5.80	28.33		
		飲み残し	9	0.00	0.00	0.85	0.30	0.00		
	非可食部・ 調理くず	物理的可食 (潜在可食)	10	13.49	14.04	3.02	10.20	13.72		
		非可食 (調理くず・非可食)	11	18.18	27.79	9.71	18.70	1.76		
	生ごみ処理乾燥物	12	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			
	分類不能	13	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			
紙類	容器包装	紙パック	14	0.42	0.46	0.87	0.60	0.14		
		段ボール	15	0.25	0.25	1.40	0.60	0.64		
		その他容器包装	16	3.19	1.55	5.97	3.60	3.90		
	古紙 (容器包装 以外)	新聞	17	0.73	0.93	0.61	0.80	1.72		
		雑誌・本	18	0.30	0.20	0.19	0.20	0.00		
		チラシ	19	0.48	0.95	1.22	0.90	0.38		
		OA用紙	20	0.65	0.25	0.18	0.40	0.97		
		難再生古紙	21	1.06	1.98	1.52	1.50	2.55		
		シュレッター紙	22	0.00	0.03	0.00	0.00	0.67		
		その他紙類	23	1.74	1.16	2.55	1.80	2.53		
草木類	枝木、雑草、剪定枝など	24	0.55	0.75	0.08	0.50	1.37			
	落ち葉	25	0.16	0.54	0.02	0.20	1.63			
繊維類	布類 (リユース可) ※前回は布類 (リサイクル可)	26	1.86	0.40	1.33	1.20	0.04			
	布類 (リユース不可) ※前回は布類 (リサイクル不可)	27	0.36	1.18	0.81	0.80	0.03			
プラ スチ ック 類	容器包装	白色発泡トレイ	28	0.02	0.01	0.08	0.00	0.00		
		色付き発泡トレイ	29	0.03	0.00	0.08	0.00	0.00		
		未発泡トレイ	30	0.04	0.01	0.08	0.00	0.10		
		その他のボトル	31	0.13	0.08	0.78	0.30	0.06		
		プラスチック容器その他	32	1.28	0.53	4.29	2.00	0.34		
		ペットボトル	33	0.05	0.01	0.95	0.30	0.02		
		レジ袋	34	0.68	0.30	0.89	0.60	0.04		
		レジ袋以外の店頭で無料配布される袋	35	1.00	1.47	0.52	1.00	0.04		
		袋・ラップ・フィルム	36	4.03	3.59	3.53	3.70	1.64		
		梱包材 ※前回は容器包装以外に分類	37	0.01	0.01	0.05	0.00	0.02		
	容器包装以外	製品 (市の「プラスチックごみ」の対象)	38	1.38	1.34	1.38	1.40	2.63		
製品 (市の「プラスチックごみ」の対象以外)		39	0.08	0.07	0.15	0.10	0.02			
	容器包装以外その他	40	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			
ゴム・皮革類	くつ・かばん・ベルト	41	0.16	0.27	0.00	0.10	0.00			
	その他	42	0.11	0.02	0.08	0.10	0.20			
ゴム・皮革類以外	くつ・かばん・ベルト	43	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			
金属類	容器包装	アルミ缶	44	0.00	0.00	0.08	0.00	0.00		
		スチール缶	45	0.03	0.04	0.03	0.00	0.00		
		その他金属製缶類	46	0.00	0.00	0.01	0.00	0.00		
	容器包装以外	金属製の家庭用品 (鉄・ステンレス・アルミ・銅など)	47	0.00	0.02	1.56	0.50	0.00		
		その他鉄類	48	0.02	0.00	0.03	0.00	0.01		
	その他非鉄類	49	0.19	0.13	0.11	0.10	0.04			
びん、 ガラス類	容器包装	リターナルびん	50	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
		白色びん	51	0.00	0.00	0.66	0.20	0.00		
		茶色びん	52	0.00	0.00	0.11	1.41	0.00		
	容器包装以外	その他雑びん	53	0.00	0.00	0.47	0.20	0.00		
ガラス製品など		54	0.00	0.03	0.17	0.10	0.00			
使用済紙おむつ	55	1.43	1.43	4.81	4.81	5.75	4.00	4.00	0.43	0.43
陶磁器、石類	56	0.00	0.00	0.04	0.04	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
乾電池 (使い捨て)	57	0.00	0.00	0.00	0.00	0.04	0.00	0.00	0.00	0.00
充電電池	58	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
蛍光灯等	59	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01	0.01
小型家電製品 (コード有り)	60	0.00	0.00	0.00	0.00	0.02	0.02	0.00	0.00	0.00
小型家電製品 (コード無し/電池あり)	61	0.00	0.00	0.00	0.13	0.13	0.00	0.00	0.00	0.00
小型家電製品 (コード無し/電池なし)	62	0.00	0.00	0.00	0.03	0.03	0.00	0.00	0.00	0.00
電子たばこ・加熱式たばこ	63	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
複合製品	64	0.15	0.15	0.10	0.10	0.25	0.20	0.20	0.22	0.22
その他可燃 (衛生上燃やすもの、わた入りの製品等)	65	30.69	30.69	24.07	24.07	33.46	29.50	29.40	23.56	23.56
その他不燃 (電球、汚れが落ちないプラスチック類・容器等)	66	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
小型家電製品を除く粗大ごみ	67	0.00	0.00	0.10	0.10	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00
指定袋	68	0.67	0.67	0.56	0.56	1.23	0.80	0.80	0.00	0.00
廃食油	69	0.00	0.00	0.11	0.11	0.22	0.10	0.10	0.72	0.72
全分類に含まれていないもの	70	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合計				100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

表 1-3 燃やさないごみの組成分析結果（重量割合％）

分類項目		No.	①戸建て住宅	②ファミリー向け 集合住宅	③単身向け 集合住宅	①②③単純平均					
厨芥類	未開封食品	素材 ※前回の項目名は丸ごと素材	1	0.00		0.18	0.10				
		調理済み食品	2	0.25		0.88	1.00				
		飲料 ※前回は未利用食品に分類	3	0.00		0.00	0.00				
	未利用食品	素材	4	0.00		0.00	0.08	0.00			
		自家製農作物 ※前回は未開封食品に分類	5	0.00		0.00	0.00	0.00			
		一部の素材 ※前回は未開封食品に分類	6	0.00		0.03	0.00	0.00			
		調理済み食品	7	0.02	0.27	0.04	1.71	0.27	2.82	0.10	1.50
		食べ残し	8	0.00		0.00		0.46	0.20		
	食べ残し	飲み残し	9	0.00		0.00		0.00	0.00		
		物理的可食（潜在可食）	10	0.00		0.00		0.02	0.00		
	非可食部・ 調理くず	非可食（調理くず・非可食）	11	0.01		0.60		0.00	0.20		
		生ごみ処理乾燥物	12	0.00		0.00		0.00	0.00		
	分類不能	13	0.00		0.00		0.00	0.00			
紙類	容器包装	紙バック	14	0.03		0.00		0.00	0.00		
		段ボール	15	0.14		0.00		0.07	0.10		
		その他容器包装	16	0.31		0.66		0.80	0.60		
	古紙 (容器包装 以外)	新聞	17	0.16		0.00		0.10	0.10		
		雑誌・本	18	1.07	2.48	0.40	2.06	0.00	1.59	0.50	
		チラシ	19	0.07		0.03		0.02	0.00		
		OA用紙	20	0.00		0.03		0.00	0.00		
		難再生古紙	21	0.12		0.17		0.44	0.20		
		シュレッダー紙	22	0.00		0.00		0.00	0.00		
その他紙類	23	0.57		0.77		0.16	0.50				
草木類	枝木、雑草、剪定枝など	24	0.00	0.03	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
	落ち葉	25	0.03		0.00		0.00	0.00			
繊維類	布類（リユース可） ※前回は布類（リサイクル可）	26	0.56	3.27	0.27	2.42	0.75	2.33	0.50		
	布類（リユース不可） ※前回は布類（リサイクル不可）	27	2.71		2.16		1.58	2.20	2.70		
プラスチック類	容器包装	白色発泡トレイ	28	0.02		0.01		0.11	0.00		
		色付き発泡トレイ	29	0.01		0.01		0.05	0.00		
		未発泡トレイ	30	0.07		0.04		0.00	0.00		
		その他のボトル	31	2.37		1.41		2.36	2.00		
		プラスチック容器その他	32	2.98		1.99		5.42	3.50		
		ペットボトル	33	0.19		0.08		0.05	0.10		
		レジ袋	34	0.28	27.03	0.25	20.25	0.46	19.10	0.30	22.20
		レジ袋以外の店頭で無料配布される袋	35	0.14		0.06		0.09	0.10		
		袋・ラップ・フィルム	36	2.43		0.93		2.98	2.10		
		梱包材 ※前回は容器包装以外に分類	37	0.02		0.02		0.08	0.00		
	容器包装以外	製品（市の「プラスチックごみ」の対象）	38	13.16		9.54		4.64	9.20		
		製品（市の「プラスチックごみ」の対象以外）	39	5.36		5.92		2.88	4.70		
	容器包装以外その他	40	0.00		0.00		0.00	0.00			
ゴム・皮革類	くつ・かばん・ベルト	41	16.10	19.68	12.88	13.14	26.63	29.01	18.60	20.60	
	その他	42	3.58		0.26		2.38	2.10			
ゴム・皮革類以外	くつ・かばん・ベルト	43	2.14	2.14	1.05	1.05	0.35	0.35	1.20	1.20	
金属類	容器包装	アルミ缶	44	0.00		0.00		0.00	0.00		
		スチール缶	45	0.06		0.15		0.73	0.30		
		その他金属製缶類	46	0.33		0.01		0.00	0.10		
	容器包装以外	金属製の家庭用品（鉄・ステンレス・アルミ・銅など）	47	2.88	4.70	5.05	5.36	3.36	5.47	3.80	
		その他鉄類	48	0.57		0.00		1.02	0.50		
		その他非鉄類	49	0.85		0.14		0.35	0.40		
びん、 ガラス類	容器包装	リターナブルびん	50	0.00		0.00		0.00	0.00		
		白色びん	51	1.00		0.00		0.55	0.50		
		茶色びん	52	0.08	2.92	0.00	0.99	0.24	3.82	0.10	2.60
		その他雑びん	53	0.10		0.00		0.00	0.00		
	容器包装以外	ガラス製品など	54	1.73		0.99		3.03	1.90		
使用済紙おむつ	55	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
陶磁器、石類	56	8.21	8.21	16.20	16.20	2.66	2.66	9.10	9.00		
乾電池（使い捨て）	57	0.02	0.02	0.25	0.08	0.08	0.08	0.10	0.10		
充電電池	58	0.03	0.03	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
蛍光灯等	59	0.00	0.00	0.03	0.03	0.00	0.00	0.00	0.00		
小型家電製品（コード有り） ※前回は小型家電製品に分類	60	11.79	11.79	16.83	16.83	6.16	6.16	11.70	11.60		
小型家電製品（コード無し/電池あり） ※前回は小型家電製品に分類	61	0.02	0.02	0.66	0.66	0.43	0.43	0.40	0.40		
小型家電製品（コード無し/電池なし） ※前回は小型家電製品に分類	62	1.35	1.35	1.55	1.55	2.23	2.23	1.70	1.70		
電子たばこ・加熱式たばこ	63	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
複合製品	64	11.33	11.33	10.16	10.16	8.53	8.53	10.10	10.00		
その他可燃（衛生上燃やすもの、わた入りの製品等）	65	3.19	3.19	4.29	4.29	7.01	7.01	4.80	4.80		
その他不燃（電球、汚れが落ちないプラスチック類・容器等）	66	0.09	0.09	0.00	0.00	0.13	0.13	0.10	0.10		
小型家電製品を除く粗大ごみ	67	0.64	0.64	2.46	2.46	7.14	7.14	3.40	3.40		
指定袋	68	0.81	0.81	0.57	0.57	1.14	1.14	0.80	0.80		
廃食油	69	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
全分類に含まれていないもの	70	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
合計			100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00		

## 第2章 市民アンケート・事業所アンケート調査結果(概要)<sup>1</sup>

### 第1節 調査の概要

本調査は、市民及び事業所を対象に、ごみの減量及び資源化の推進に向けた取組の実態や傾向を的確に把握し、本計画の策定に資する重要な基礎資料を得るために実施したものです。

#### 1. 調査期間

令和7年1月14日～2月16日

#### 2. 調査対象及び調査方法

以下の条件により調査対象を決定し、郵送による送付を行いました。回答は、郵送、インターネット、FAXによるものとしました。

表 2-1 アンケート実施概要

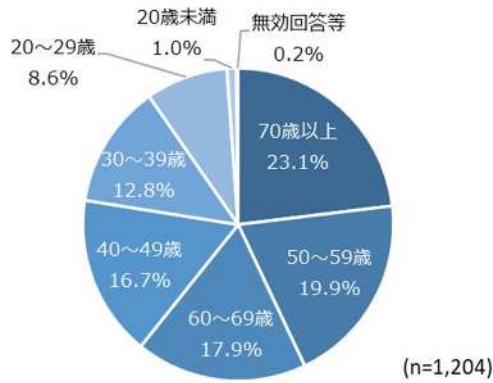
対象	抽出条件	発送数	回収数	回収率
市民	小金井市民の満 18 歳以上を	3,080	1,204	39.1%
(日本人)	住民基本台帳より無作為抽出	3,000	1,106	36.9%
(外国人)		80	16	20.0%
(無記載等により不明)		—	82	—
事業所	市内事業所を産業分類別に 無作為抽出	200	71	35.5%

<sup>1</sup> 実施したアンケートのうち、食品ロスに関連する設問のみ掲載

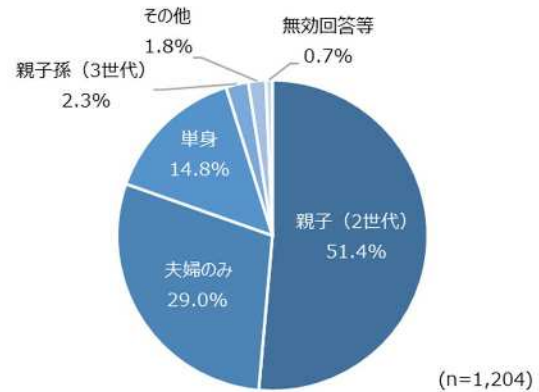
## 第2節 市民アンケート

### 1. 回答者属性

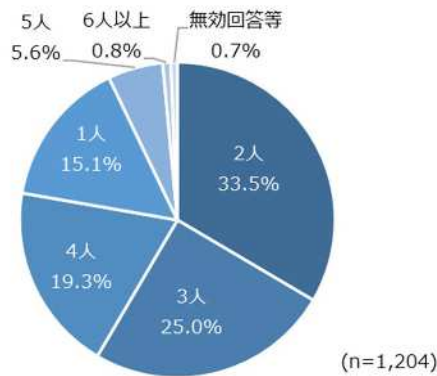
(1) 年齢



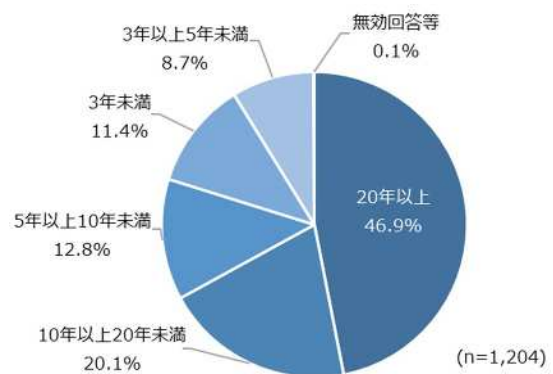
(2) 世帯構成



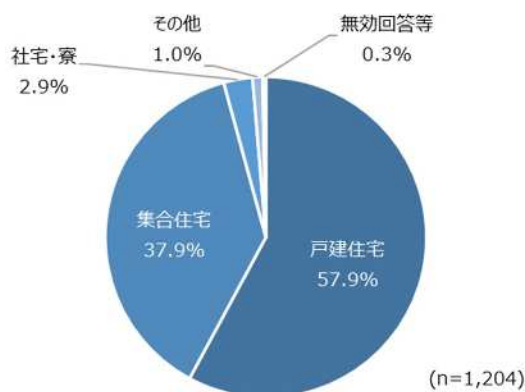
(3) 世帯人数



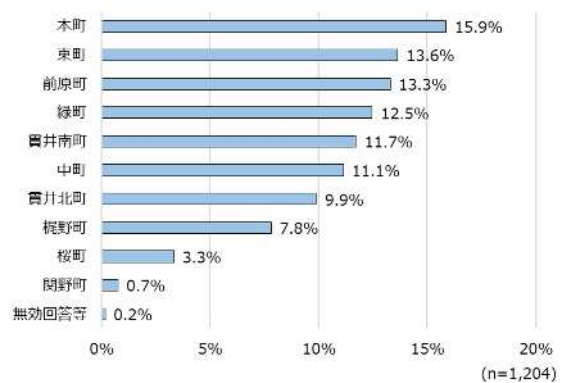
(4) 居住年数



(5) 居住形態



(6) 居住地区

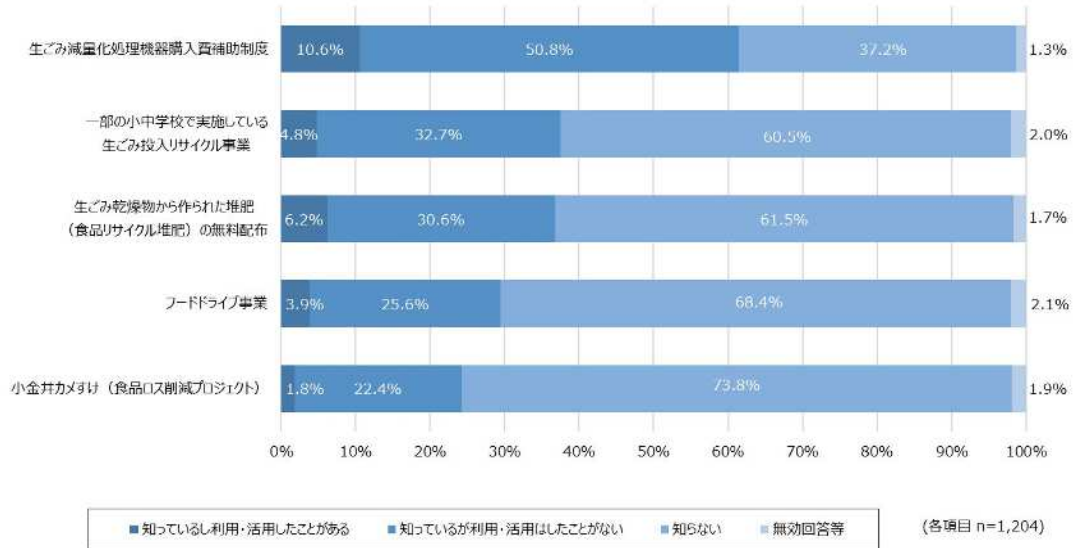


※端数処理のため合計が100%にならない場合もある（以下同様）。

## 2. 設問別結果

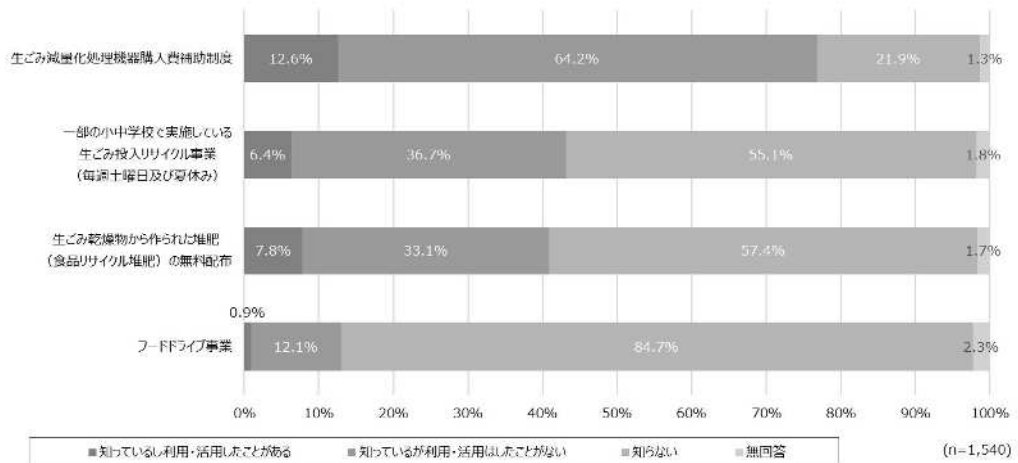
Q9 「生ごみ」や「食品ロス」に関する①～⑤の設問について、当てはまるものを選んでください。

① 市が行っている生ごみや食品ロスに関する取組はご存知ですか。それぞれの取組について、項目ごとに当てはまる番号を1つ選んでください。

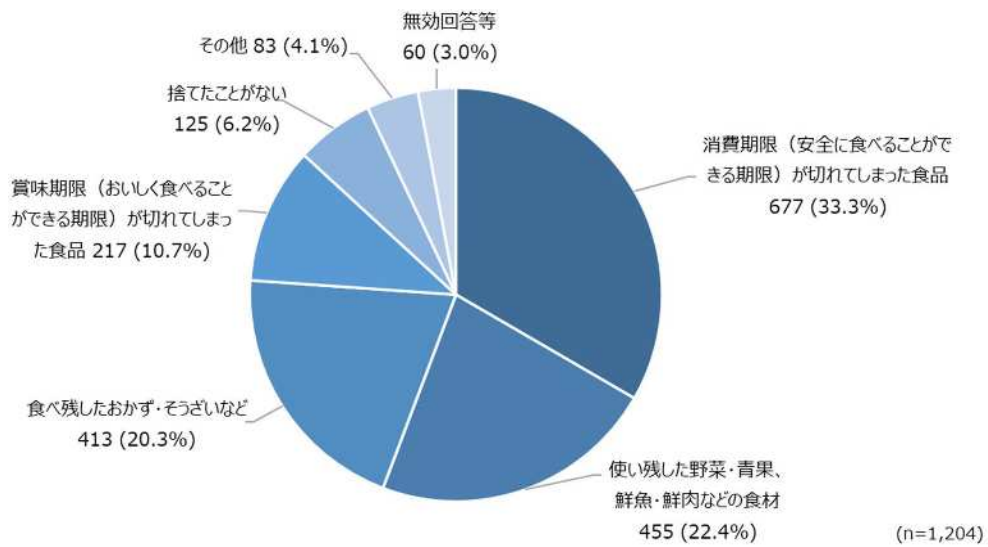


### (参考) 令和元年実施アンケート

【設問】市が行っている生ごみに関する取り組みはご存じですか？それぞれの取り組みについて、項目ごとに当てはまる番号を1つ選んでください。

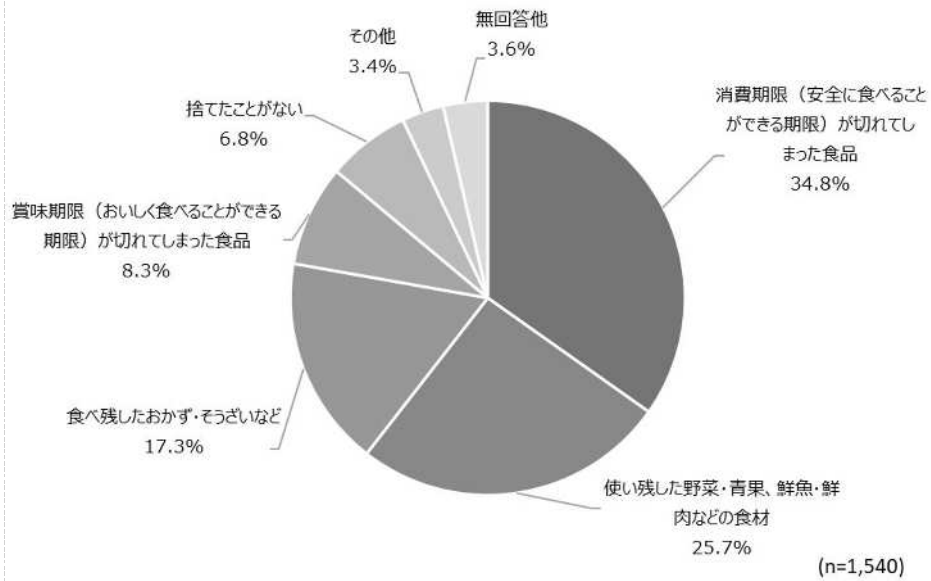


② 普段あなたが捨てていると思う「食品ロス」はどれですか。(〇は多いものを3つまで)<sup>2</sup>



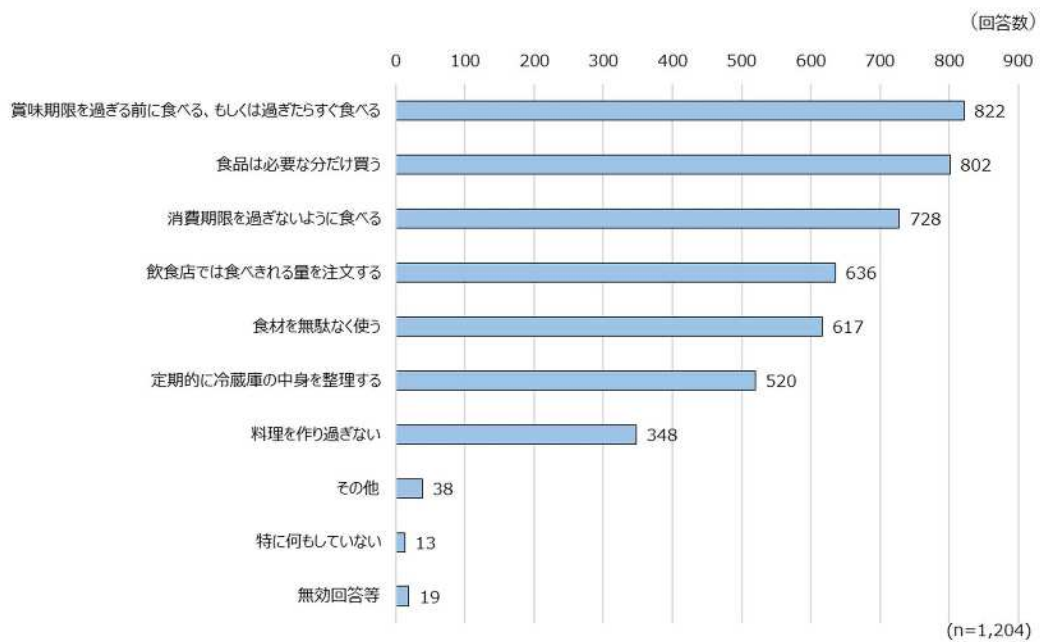
(参考) 令和元年実施アンケート

【設問】あなたがこれまでもっとも捨てた量が多いと思う「食品ロス」はどれですか？(〇は1つ)



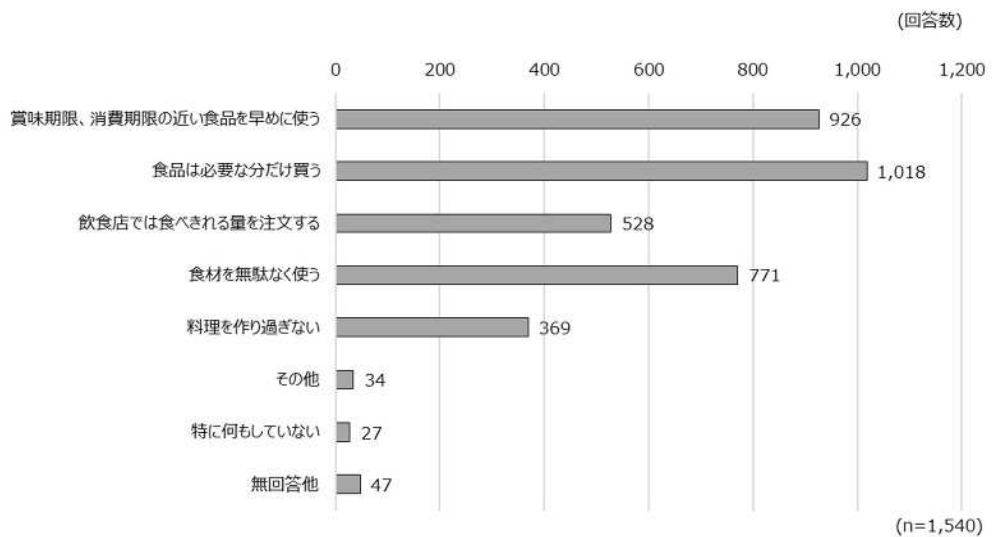
<sup>2</sup> 全回答数に対する各選択肢の回答数の割合を表示（複数回答可）

③ 食品ロスを出さないために、日頃の生活の中で行っていることはありますか。(〇はいくつでも)

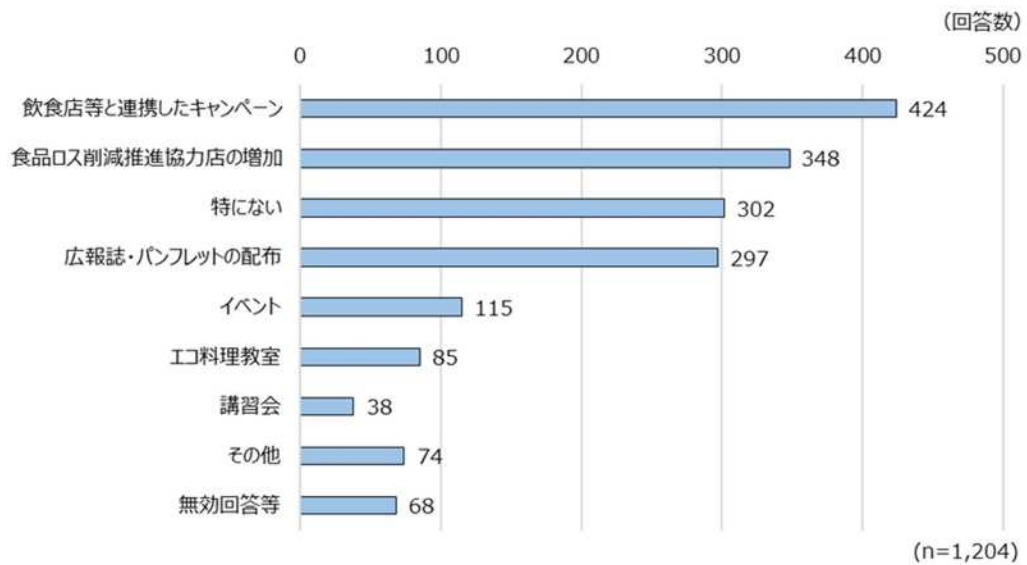


(参考) 令和元年実施アンケート

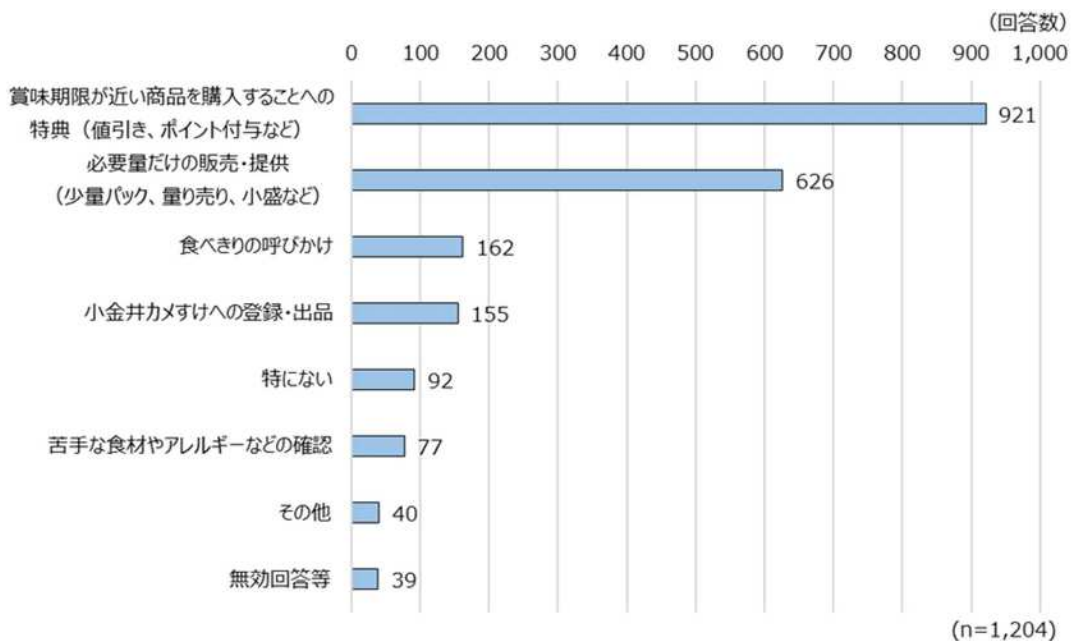
【設問】「食品ロス」を出さないために、心がけていることはありますか？(〇は3つまで)



④ 食品ロス削減のための取組として、市に実施してほしいものは何ですか。（〇は3つまで）



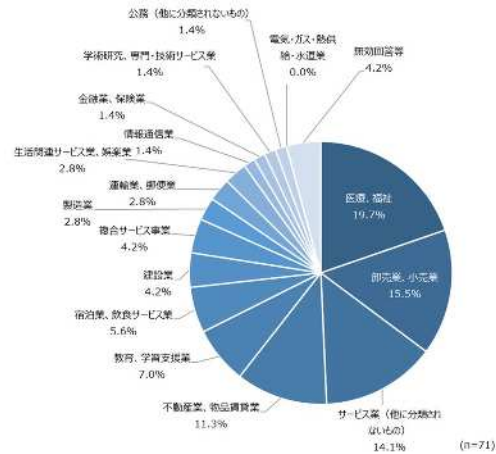
⑤ 食品ロスを減らすために、事業者（小売店・メーカー等）に取り組んでほしいことはありますか。（〇はいくつでも）



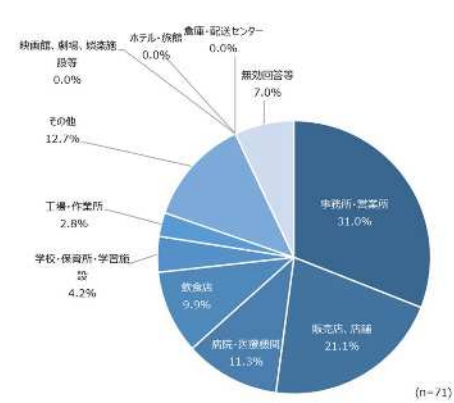
## 第3節 事業所アンケート

### 1. 回答者属性

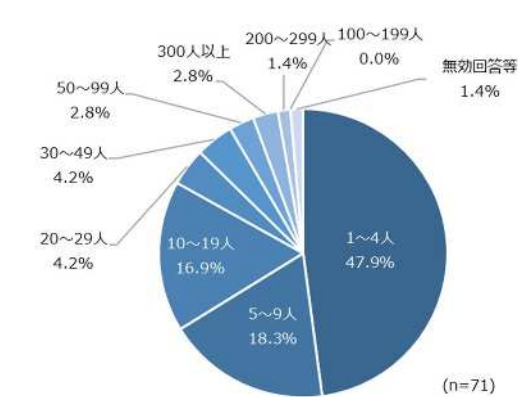
(1) 業種



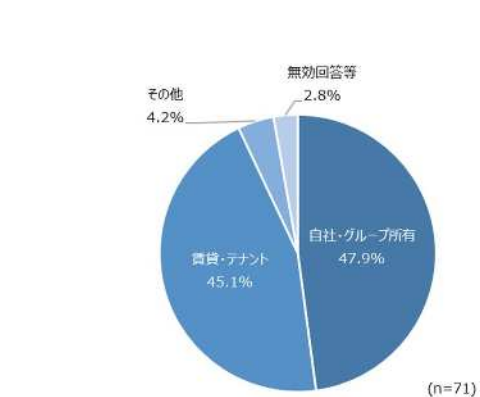
(2) 事業形態



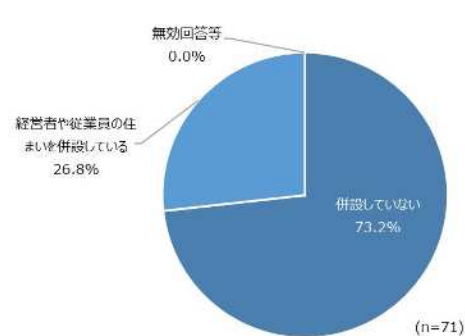
(3) 従業員数



(4) 事業所の所有形態



(5) 住宅併設



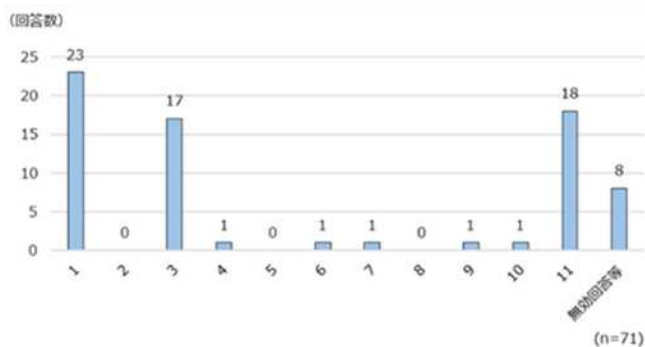
## 2. 設問別結果

Q1 貴事業所では、事業活動に伴い発生するごみや資源物について、どのように分別・処理していますか。  
(〇は1つ)

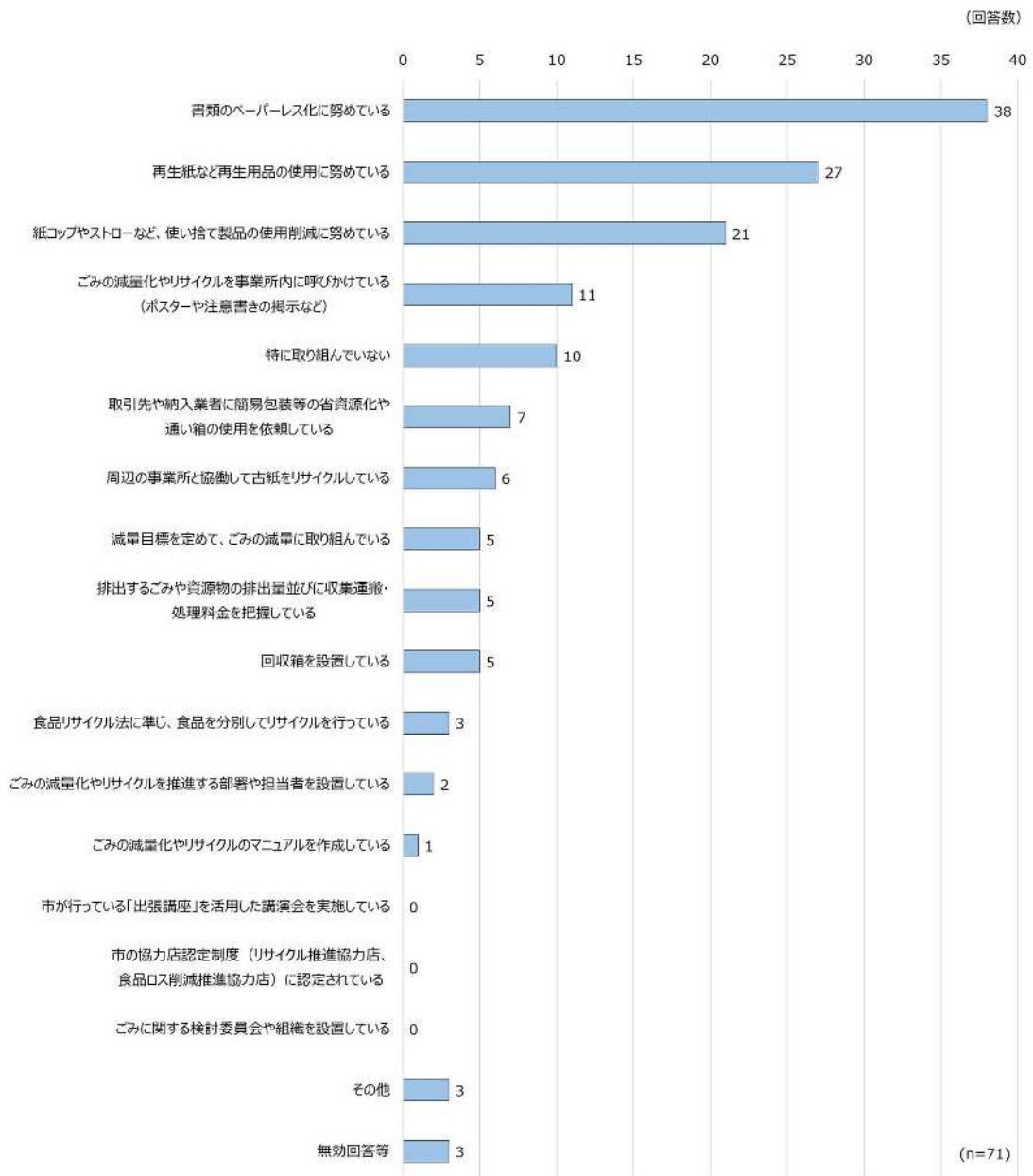
### 【選択肢】

1. 一般廃棄物収集運搬業許可業者にごみとして出している
2. 一般廃棄物収集運搬業許可業者に資源物として出している
3. 事業用指定収集袋で出している
4. 産業廃棄物処理業者に処理を委託している
5. リサイクル業者に売却している
6. 処理費用を支払って直接リサイクル業者に資源化を依頼している
7. 企業内・企業グループ内でリサイクルしている
8. 納入業者（販売者）が回収している
9. 本社（本店）が一括しているので分からない
10. 建物の管理会社に任せているので分からない
11. 発生しない

### ① 生ごみ・食品廃棄物



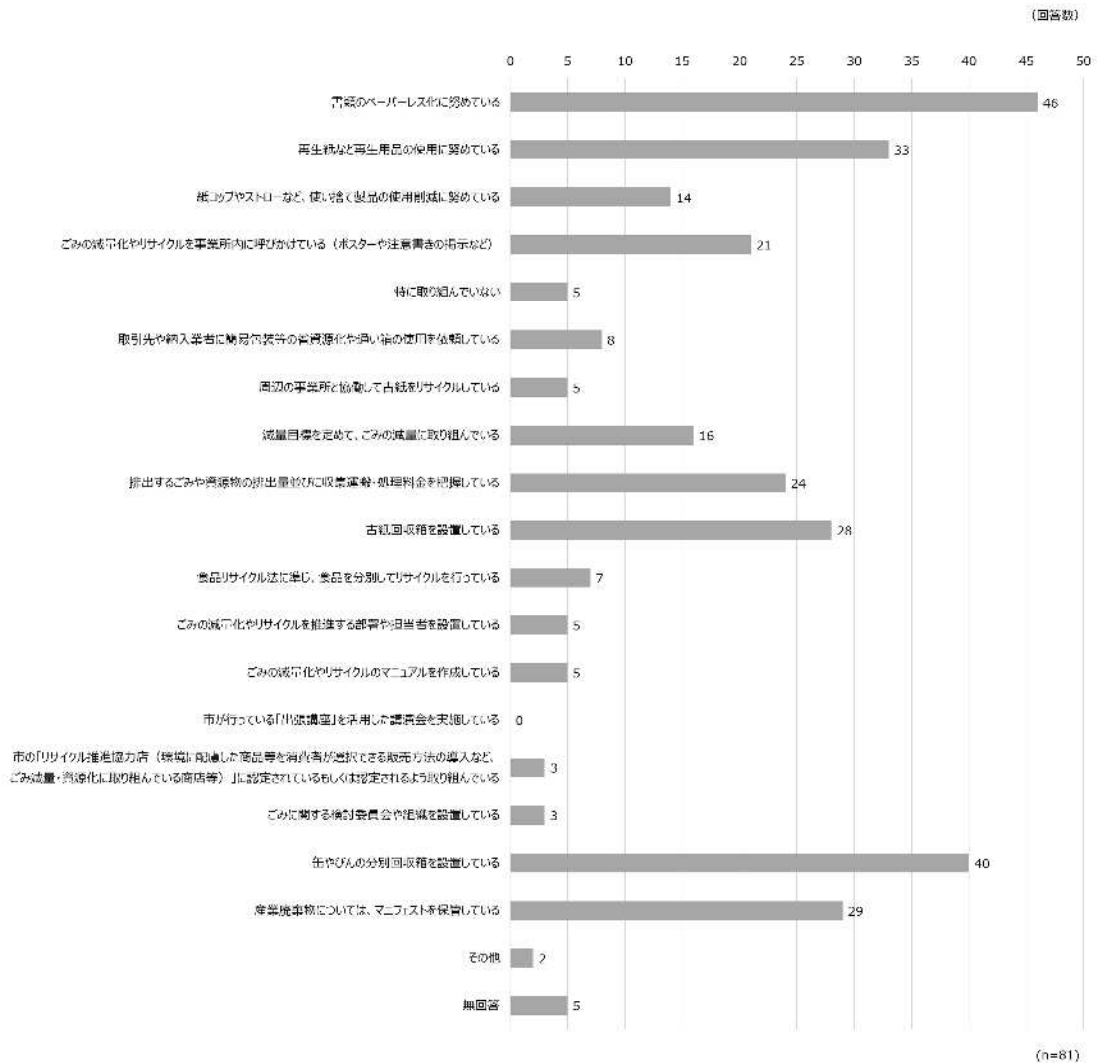
Q3 貴事業所では、ごみ減量・リサイクルに関してどのような取組を行っていますか。(〇はいくつでも)



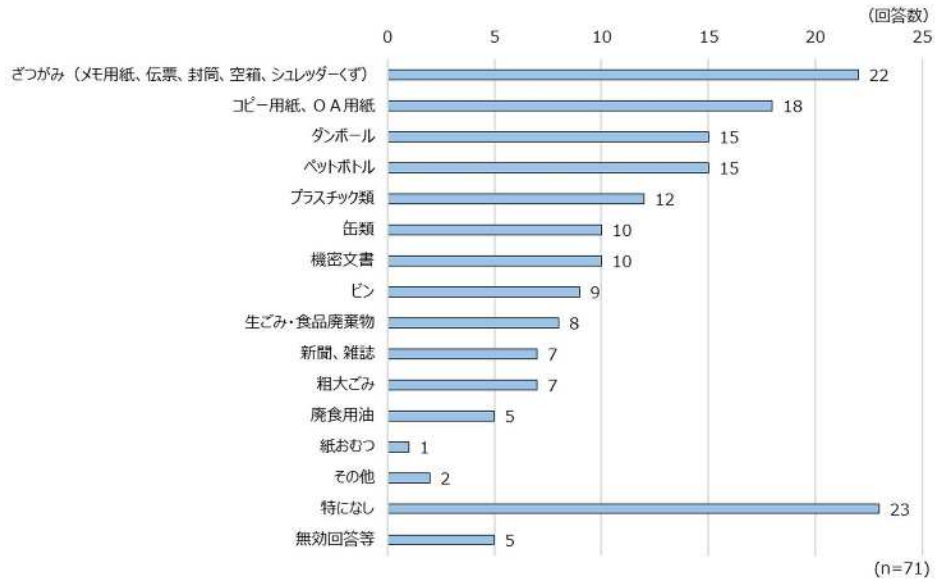
(参考) 令和元年実施アンケート

【設問】貴事業所では、ごみ減量・リサイクルに関してどのような取組を行っていますか。

(〇はいくつでも)

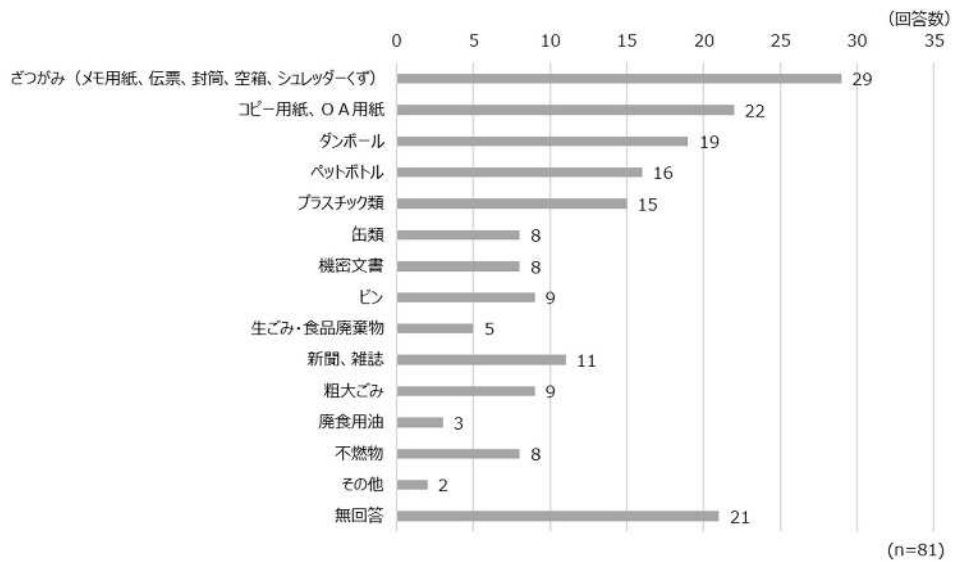


Q8 貴事業所で、今後排出量を減らしたり、リサイクルに回したいと考えている品目はありますか。  
(〇はいくつでも)

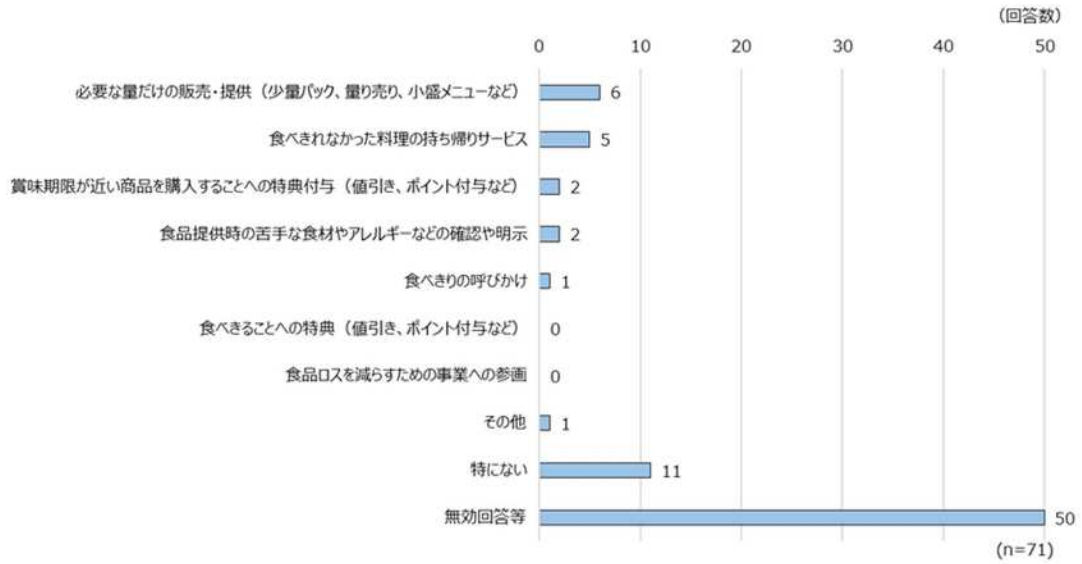


(参考) 令和元年実施アンケート

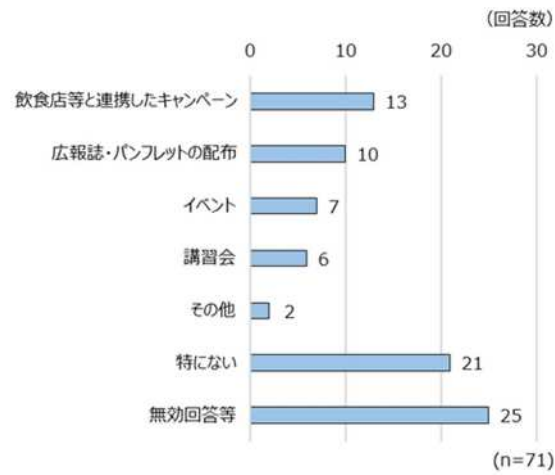
【設問】貴事業所で、今後排出量を減らしたり、リサイクルに回したいと考えている品目はありますか。  
(〇はいくつでも)



Q9 食品を提供している事業所（小売店・飲食店・メーカー等）の方にお聞きます。食品ロスを減らすために取り組んでいることはありますか。（〇はいくつでも）



Q10 食品ロス削減のための取組として市に実施してほしいものは何ですか。（〇はいくつでも）



## 第3章 計画策定過程

### 第1節 小金井市廃棄物減量等推進審議会

#### 1. 委員名簿

表 3-1 小金井市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

選出委員	選出区分
◎ 渡辺 浩平	学識経験者
○ 岡山 朋子	
溝入 茂	
岸野 勝利	公募市民
光明 圭介	
中村 光志	
橋爪 文彦	
林 和夫	
平川裕美子	集団回収実践団体代表
多田 典子	
清家 洋子	消費者団体代表
保谷 匠	事業者代表
長友 優佳	
石原 秀一	ごみゼロ化推進員代表
井上真紀子	

◎：会長 ○：副会長

## 2. 審議過程

表 3-2 小金井市廃棄物減量等推進審議会審議過程

回	開催日	主な内容
第1回	R6.7.4	会長、副会長の選任及び事務局紹介 小金井市廃棄物減量等推進審議会規則の確認 策定スケジュールの説明
第2回	R6.8.23	策定スケジュール及びポイントについて報告
第3回	R6.10.9	市民・事業所向けアンケート調査の内容について審議
第4回	R6.11.13	市民・事業所向けアンケート調査の内容について報告
第5回	R6.12.26	小金井市食品ロス削減推進計画の構成について審議
第6回	R7.2.13	小金井市食品ロス削減推進計画について審議
第7回	R7.4.24	組成分析調査計画書について報告 市民・事業所向けアンケート調査の結果について報告 策定スケジュールについて報告
第8回	R7.6.26	小金井市食品ロス削減推進計画について審議 市民・事業所向けアンケート調査の結果について報告
第9回	R7.7.30	小金井市食品ロス削減推進計画について審議
第10回	R7.9.10	小金井市食品ロス削減推進計画について審議
第11回	R7.10.8	小金井市食品ロス削減推進計画について審議
第12回	R8.2.5	パブリックコメントの結果報告 小金井市食品ロス削減推進計画について審議
第13回	R8.3.4	小金井市食品ロス削減推進計画について答申

## 第2節 パブリックコメント概要

---

### 1. 施策の名称

小金井市食品ロス削減推進計画（素案）

### 2. 対象・実施期間

○対象：市内に在住・在勤・在学する方、市内に事務所や事業所を有する法人又はその他の団体

○実施期間：令和7年11月4日（火）～令和7年12月15日（月）まで

### 3. 意見の募集方法

本市ホームページ、ごみ対策課（市役所第二庁舎4階）、広報秘書課広聴係（市役所第二庁舎1階）、情報公開コーナー（市役所第二庁舎6階）、メタウォーターサステナブルパークこがねい（資源物処理施設）、小金井市野川クリーンセンター、公民館各館、婦人会館、総合体育館、図書館（本館）、保健センター、東小金井駅開設記念会館に素案を公開しました。素案に対する意見は、直接、郵送、FAXまたは専用フォームで募集しました。

### 4. 意見の提出状況

○FAX：1名

○専用フォーム：1名 計2名

意見総数：13件

### 5. 提出された意見と検討結果

パブリックコメントの意見及び検討結果は表 3-3に示すとおりです。なお、提出された意見は、原則として全文を原文のまま掲載しています。

表 3-3 パブリックコメントに寄せられた意見及び意見に対する検討結果

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
1	全般	<p>他の自治体では、食品ロスの計画は、基本計画に含まれていることが多いと思いますし、可燃ごみの多くが食品ロスであることから考えても、内容が重複することが多いと思いますが、食品ロスの計画を分けた理由はなんですか。</p>	<p>一般廃棄物処理基本計画に内包することも可能ですが、食品ロス削減が本市にとって特に重要であることを明確にお示すべく、個別の計画として策定しています。</p>
2	全般	<p>非可食部調理は、食品ロスにしていないようですが、「物理的可食」の中には食品ロスとは言えないものがあります。例えばパンの耳はパン屋さんで販売しています。大根やニンジンの皮、長ネギの青いところ、魚の皮などは栄養価も高く食している方がいるのではないのでしょうか。私の家庭では食べています。これらの食品も調理次第では食べられることを啓発してはいかがでしょうか。</p>	<p>啓発の内容に関しては、効果的なものとなるよう、いただいた御意見を参考に、検討してまいります。</p>
3	<p>P7 第2章 第2節 1.アンケート調査結果から抽出された課題</p>	<p>アンケート結果（7ページ）では、普段捨てていると思う「食品ロス」については、消費期限（安全に食べることができる期限）食品が最も多く、使い残した野菜・青果、鮮魚・鮮肉などの食材、食べ残しおかずなど合わせると約76%及びます。」とあります。使い残した野菜は野菜保存袋に入れるなどの対策、野菜の皮などはベジブロスという野菜のだしにする等の工夫があります。また、料理すれば必ずと言ってよいほど料理残渣が出ます。これは生ごみ処理機器で乾燥させるなり、堆肥化する、生ごみ分別回収事業の拡大で燃やすごみの減量になります。</p> <p>一方、生ごみ減量化処理機器認知度は61%であるのに対して利用したことがある割合は11%（7ページ）と低い。利用する人を増やすには、啓発・宣伝の強化とともに、利用続けられる生ごみ処理機器アドバイス制度及び食品ロス削減を兼ねた生ごみ処理機器講習会</p>	<p>日頃から食品ロス削減に取り組んでいただいていることに感謝申し上げます。</p> <p>市では、令和4年に発出した気候非常事態宣言を踏まえ、温室効果ガス発生緩和策の一環として令和5年度から市立保育園の給食調理残渣の処理方式を大型生ごみ乾燥処理機から民間処理施設での直接処理に変更し、令和6年度からは市立小中学校でも同様の措置を講じてきています。</p> <p>また、令和7年度からは生ごみ資源化モデル事</p>

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
		<p>の開催も必要です。生ごみ処理機器アンケート調査をしていますが購入後 2 年経過した人が対象であり、3 年～5 年経過後はどうか対象を広げることも必要です。また、生ごみ処理機器購入補助金額の上限と補助率を下げたことにより、申し込み者を減らすことにもなっています。上限 5 万円、補助率 80%のもとに戻してください。</p>	<p>業として市内 2 施設に回収拠点を整えるとともに 81 世帯の御協力の下、戸別回収を試験的に開始し、今後の事業拡大に向けた課題整理に着手したところです。</p> <p>このように生ごみ資源化に係る施策は様々あるところ、本市の人口も他自治体と同様、中長期的に総人口の減少が見込まれており、高齢者人口の増加への対応や少子化対策が求められる一方、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少が予想されています。そうした中であっても、持続可能な行政サービスを展開できるよう、各施策については総合的に勘案して検討する必要があります。いただいた御意見につきましては、慎重に検討してまいります。</p>
4	<p>P9 第 2 章 第 2 節 2.ごみ組成 調査に基づく 現状整理と</p>	<p>1.資料（データ）の根拠と分かりやすく示していただきたい。</p> <p>家庭系燃やすごみ組成調査では「家庭系燃やすごみのうち、厨芥類約 41%を占める結果となっています。厨芥類の中では非可食部・調理くずが最も多く、全体の約 29%を占めています。厨芥類の中では、食品ロスが約 31%を占めています」（9 ページ）とあります。</p> <p>① 組成分析の実施方法、実施期間、実施内容等を記載してください</p> <p>「ごみ組成調査はパッカー車で収集したごみを湿ベースで調査」とありますがいつ調査をし</p>	<p>①の前段に関して、ごみ組成分析調査結果の実施方法等については、小金井市一般廃棄物処理基本計画（令和 2 年 3 月以下基本計画）同様、資料編にてお示しします。</p> <p>①の後段及び②に関して、今回のごみ組成分析調査は、食品ロス量が大幅に減り得る事業規</p>

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果																													
	抽出された課題	<p>たのかどのような調査かわかりません。小金井市一般廃棄物処理基本計画（令和 2 年 3 月以下基本計画）での可燃ごみ組成分析では実施期間、対象、調査内容など詳しく記載しています。</p> <p style="text-align: center;">燃やすごみ組成分析厨芥類</p> <p style="text-align: center;">食品ロス削減計画（素案）と一般廃棄物処理基本計画比較（％）</p> <table border="1" data-bbox="479 628 1151 995"> <thead> <tr> <th rowspan="2">計画</th> <th colspan="2">家庭系</th> <th colspan="2">事業系</th> </tr> <tr> <th>食ロス計画（素案）</th> <th>一般廃棄物基本計画</th> <th>食ロス計画（素案）</th> <th>一般廃棄物基本計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未利用食品</td> <td>3.4</td> <td>3.7</td> <td>3.7</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td>未開封食品</td> <td>3.2</td> <td>3.0</td> <td>2.6</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>食べ残し</td> <td>6.0</td> <td>6.2</td> <td>28.3</td> <td>2.6</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>12.6</td> <td>12.9</td> <td>37.7</td> <td>7.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 令和 2 年 3 月一般廃棄物処理計画</p> <p>食品ロス削減計画（素案）と基本計画の事業系厨芥類組成分析を比較すると、事業系食べ残しについては、食品ロス削減計画（素案）28.3％一般廃棄物基本計画は2.6％、約 11 倍に増えています。なぜこように急増したのか、食品ロス削減取り組みの検証が必要です。</p> <p>② 組成分析のサンプリングについて</p>	計画	家庭系		事業系		食ロス計画（素案）	一般廃棄物基本計画	食ロス計画（素案）	一般廃棄物基本計画	未利用食品	3.4	3.7	3.7	4.5	未開封食品	3.2	3.0	2.6	0	食べ残し	6.0	6.2	28.3	2.6	計	12.6	12.9	37.7	7.1	<p>模を中心にサンプルを収集したことによる影響もあると考えられます。なお、家庭系ごみのごみ組成分析調査については、経時変化を確認できるよう、サンプリング方法等を統一して実施しております。今後、食品ロス削減推進計画と一般廃棄物処理基本計画策定のための調査は、国や東京都の動向も注視しつつ、引き続き検討してまいります。</p> <p>③に関して、表現については御指摘いただいた内容を踏まえて修正いたします。</p>
計画	家庭系			事業系																												
	食ロス計画（素案）	一般廃棄物基本計画	食ロス計画（素案）	一般廃棄物基本計画																												
未利用食品	3.4	3.7	3.7	4.5																												
未開封食品	3.2	3.0	2.6	0																												
食べ残し	6.0	6.2	28.3	2.6																												
計	12.6	12.9	37.7	7.1																												

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
		<p>液体と違って可燃ごみの組成分析は、サンプリング方法によって大きく結果は異なります。</p> <p>今回の食品ロス削減計画にあたっての組成分析と一般廃棄物処理基本計画での組成分析とでは組成分析結果が異なっています。廃棄物の場合サンプリングした地域・季節・サンプリング方法によって分析結果は大きく異なります。比較する場合これらのことを統一することが必要です。</p> <p>③ 食品ロス約 31%について</p> <p>「厨芥類の中では、食品ロスが約 31%を占めています」とあります。厨芥類は 41.3%の中で非可食部・調理くず 28.7%を除く、未開封食品、未利用食品、食べ残しの合計は 12.6 %となり、厨芥類の中での食品ロスは 30.5%となります。このように分かりやすくしてください。</p>	
5	<p>P12 第 2 章 第 2 節 2. (2) 事業系 燃やすごみ</p>	<p>事業系燃やすごみ組成分析では、厨芥類のうち食品ロスが約 71%と、家庭系食品ロス約 31%に比べ 2.2 倍。特に「食べ残し」が 28.3%と家庭系（5.8%）に比べ約 4.9 倍となっています。</p> <p>外食での市民への啓発、事業者への指導、「小盛りへのお聞き」「小分け・量売り・少量パックなどニーズの応える商品展開（16 ページ）が重要です。また、食品ロス削減推進協力店は令和 7 年度ごみリサイクルカレンダー（以下カレンダー）のよると 25 店舗、「小金井カメすけ」協力店は 13 店舗とまだまだ途上にあります。「分別・排出削減の関する相談支援体制の充実」「事業規模、業種規模、業種別に応じた情報提供・働きかけ」による施策の展開を強力に進めてください。</p>	<p>本計画に基づき、市民、事業者、行政が連携しながら、それぞれの役割を果たし、具体的な取組を後押しする施策を展開してまいります。</p>
6	P14	<p>P14 食品ロスの削減目標は平成 12 年度比ということですが、平成 12 年度の食品ロス</p>	<p>平成 12 年度の食品ロス量は、当時のごみ排</p>

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
	<p>第3章 第2節 食品ロス削減に係る目標</p>	<p>量はどこで確認することができますか。また、当時は「食品ロス」という考え方、とくに未利用品や未開封品などは一般ではなかったと思いますが、どのようにして比較するのでしょうか。</p>	<p>出量や過去のごみ組成分析の結果などを基に、本計画内で設定した推計値です。</p> <p>また、比較については、食品ロス量全体を比較しています</p>
7	<p>P14 第3章 第2節 食品ロス削減に係る目標</p>	<p>P14 家庭系・事業系ごみ共に、削減目標の起点が平成12年度、終点が令和12年度になっています。起点と終点の単純比較で達成状況を見るのでしょうか。</p> <p>特に人口割のできない事業系の食品ロス量は、平成12年度と令和12年度では、広域支援前後、まちの開発状況で大きく異なるはずです。事業所の規模、業種等、様々な分母がある中で、量だけで達成状況を判断することが、事業者において食品ロス削減活動を推進できた、あるいはできなかった、ということになるのでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおり起点と終点の単純比較で達成状況を見る想定です。</p> <p>目標値については、国が定める目標設定方法に倣い、食品ロス総量での削減目標として設定しています。</p>
8	<p>P17 第4章 第2節 1.発生抑制を第一に掲げた家庭系食品ロスの削減及び生ごみ有効利</p>	<p>P17 生ごみ資源化モデル事業は、本格実施の予定はありますか。</p>	<p>家庭生ごみ資源化（堆肥化）モデル事業の評価を行い、その結果を踏まえて検討してまいります。</p>

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
	用の推進		
9	P18 第4章 第2節 2.事業者との協働による食品ロス削減に向けた取組及び生ごみ有効利用の推進	P18 に地域全体で食品ロス削減に向けた雰囲気づくりを推進とありますが、メリットがなければ事業所に協力を仰ぐのは難しいと思いますし、具体的な取組例では一部の事業者に偏ってしまうのではないかと思います。いかがでしょうか。	本計画に基づき、市民、事業者、行政が連携しながら、それぞれの役割を果たし、具体的な取組を後押しする施策を展開してまいります。
10	"	P18 民間企業と連携したフードドライブの実施というのは、企業から食品ロスになりそうな食品の提供を受けるのでしょうか。それとも、企業に実施してもらうのでしょうか。また、単純に考えても今までより集まる量が増えると思いますが、市内だけで循環されるのでしょうか。	食品ロスを削減するための市内循環体制を構築することを目的として、民間企業との連携を深めたいと考えています。
11	"	小金井市のフードドライブ事業は、小金井市社会福祉協議会前で毎月第2水曜日、午後2時から午後3時30分までの1時間半実施していますが、月1回1時間半だけでなく常設受付にしてください。福祉会館は閉鎖され、新福祉会館建設の見通しも不明確になっており、大変なこともあります。「環境イベントや民間等と連携したフードドライブの実施」(18ページ)も重要です。	フードドライブに御協力いただきやすい環境をお求めの御意見として参考にさせていただきます。
12	その他	リサイクル推進協力認定の店舗はスーパーを中心に17店舗(同カレンダー)となってい	事業者との協働の重要性を理解し、いただいた

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
		<p>ますが、年間の店頭回収量全体のおよその量・種類を知りたい。店頭回収の促進に向け、広報媒体等より力を入れていただきたい。</p>	<p>御意見を参考に、施策を展開してまいります。</p>
13	その他	<p>賞味期限は「おいしく食べれる期間」であり、安全性を見込んで商品は 80%がけ、品物によっては 60%がけになっています。消費者庁は、加工食品のガイドラインや Q&amp;A で 0.8 以上の数字（安全係数）を推奨しています。国は安全係数について、食品の特性に応じて、商品の品質バラツキや条件を考慮して決め利ことを勧めています。賞味期限を少し過ぎたからと言って捨ててしまわないようにする配慮の大切です。組成分析の中に未開封食品とありますが、賞味期限を少し過ぎたものも含んでいるのかどうか見る必要があります。土曜生ごみ市民投入で廃食油回収も行っていましたが、賞味期限が過ぎたと言って、大量の未開封の食用油が持ち込まれることがまありました。</p> <p>賞味期限についても丁寧な啓発が必要です。また、お客の中には新しい品物を買いたいため、手前取りではなく陳列している奥の方を取り出す方がいます。対策として、奥の方に古いものを置くスーパーもあります。</p>	<p>賞味期限についても丁寧な啓発が必要というの はまさにそのとおりと考えております。</p> <p>御指摘の点については、貴重な御意見として、今後の啓発での参考とさせていただきます。</p>

---

## 小金井市食品ロス削減推進計画

発行：令和8年3月 小金井市

編集：環境部ごみ対策課

〒184-8504 東京都小金井市本町6丁目6番3号

TEL 042-387-9854 FAX 042-383-6577

<http://www.city.koganei.lg.jp/>

---



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用